

東京都児童福祉審議会 第1回専門部会
(社会的養育推進計画の策定に向けた検討)
資料集

【目次】

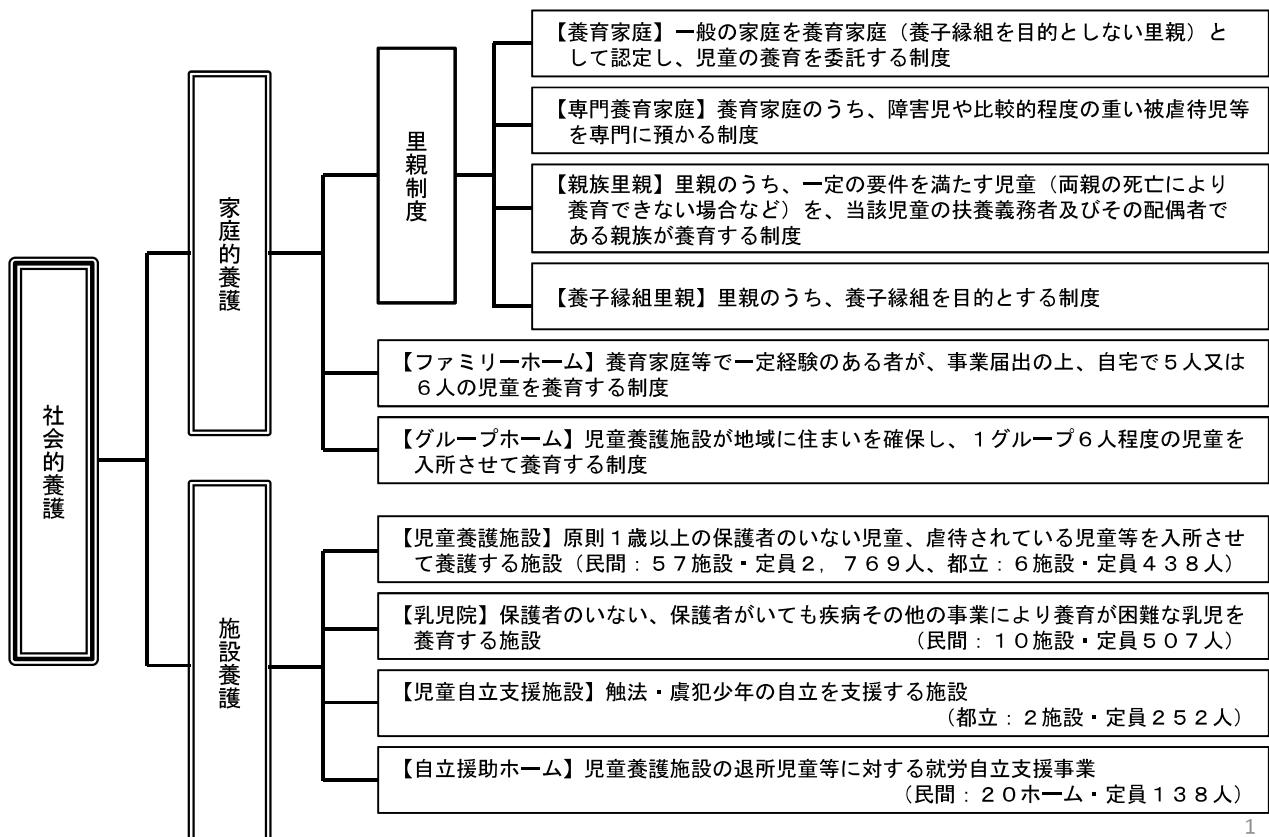
○東京都における「社会的養護」の全体像	1
○東京都における里親等の現状	8
○東京都における児童福祉施設の現状	19
○東京都における児童相談所の現状	28
○「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（厚生労働省通知）	39
○東京都社会的養護施策推進計画（概要）（平成27年4月策定）	63
○東京都社会的養護施策推進計画（平成27年4月策定）	77

東京都における「社会的養護」の全体像

0

社会的養護の体系図

社会的養護は、養育家庭等の家庭的養護と児童養護施設等の施設養護に大別され、そのうち、家庭的養護とは養育家庭等の家庭的な環境で児童を養育するものをいう。



1

養育家庭(里親)と特別養子縁組について

○養育家庭(里親)

保護者のいない又は保護者に監護させることが不適当な児童の養育を、児童福祉法に基づき、一定期間委託する制度

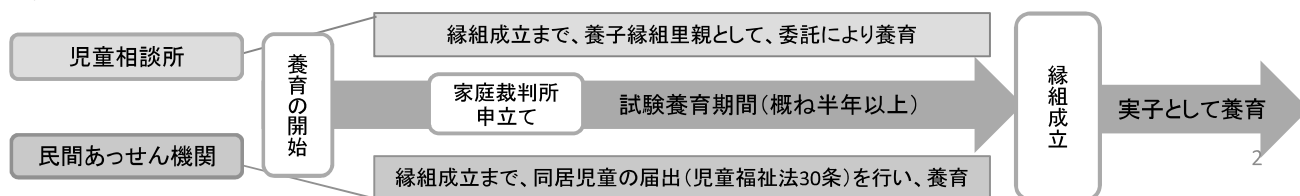
○特別養子縁組

養子となる児童の実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ、永続的解決(パーマネンシー保障)としての制度で、家庭裁判所の決定により成立

養育家庭(里親)		特別養子縁組	
実の親子関係にはならない(児童福祉法による委託)	親子関係	実の親子関係になる(民法による縁組) (実父母との親族関係は終了し、扶養・相続関係はなくなる。)	
<行政>児童相談所	実施機関	<行政>児童相談所 <民間>民間養子縁組あっせん機関	
0歳～18歳未満(延長の場合、20歳未満)	児童の年齢	6歳未満 (特例:6歳以前から養育している場合、児童が8歳に達するまでは申立て可)	
委託期間は児童の状況等により設定(短期～長期) 委託解除により養育期間は終了する	養育の期限	実の親子関係となるため、養育の期限は無い 離縁は養子の利益のため特に必要があるときのみ。(養親からの請求不可)	
里親委託による戸籍上の変更はなし (児童によっては、委託期間中の通称として 里親の氏を使用する場合がある)	児童の戸籍	縁組成立後は、父母の氏名として養親の名前が記載され、実親の名前は記載 されない。続柄は「長男(長女)」と記載 ただし書に「民法817条の2による裁判確定」と記載	

※普通養子縁組は、戸籍上において養親と共に実親が併記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式

■ 参考 特別養子縁組成立までの流れ



家庭的養護の概要

家庭的養護のうち、グループホーム以外を家庭養護という。

種別	根拠法令	主体	認定・設置基準	対象児童
養育家庭	児童福祉法第6条の4	都で認定された養子縁組を目的としない里親	東京都里親認定基準	保護者のいない又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童(「要保護児童」)
専門養育家庭				要保護児童のうち、一定の専門的ケアを必要とする児童
親族里親				要保護児童のうち、一定の要件を満たす児童
養子縁組里親				保護者のいない又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童(「要保護児童」)
ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)	児童福祉法第6条の3	都で認定された養子縁組を目的としない里親 社会福祉法人 NPO法人	東京都ファミリーホーム設置・運営基準	保護者のいない又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童(「要保護児童」)
グループホーム	東京都養護児童グループホーム制度実施要綱	民間(社会福祉法人・日本赤十字社・公益財団法人) 都立(東京都社会福祉事業団指定管理委託)	東京都養護児童グループホーム制度実施要綱	児童養護施設入所児童のうちグループホームでの養育が望ましい児童

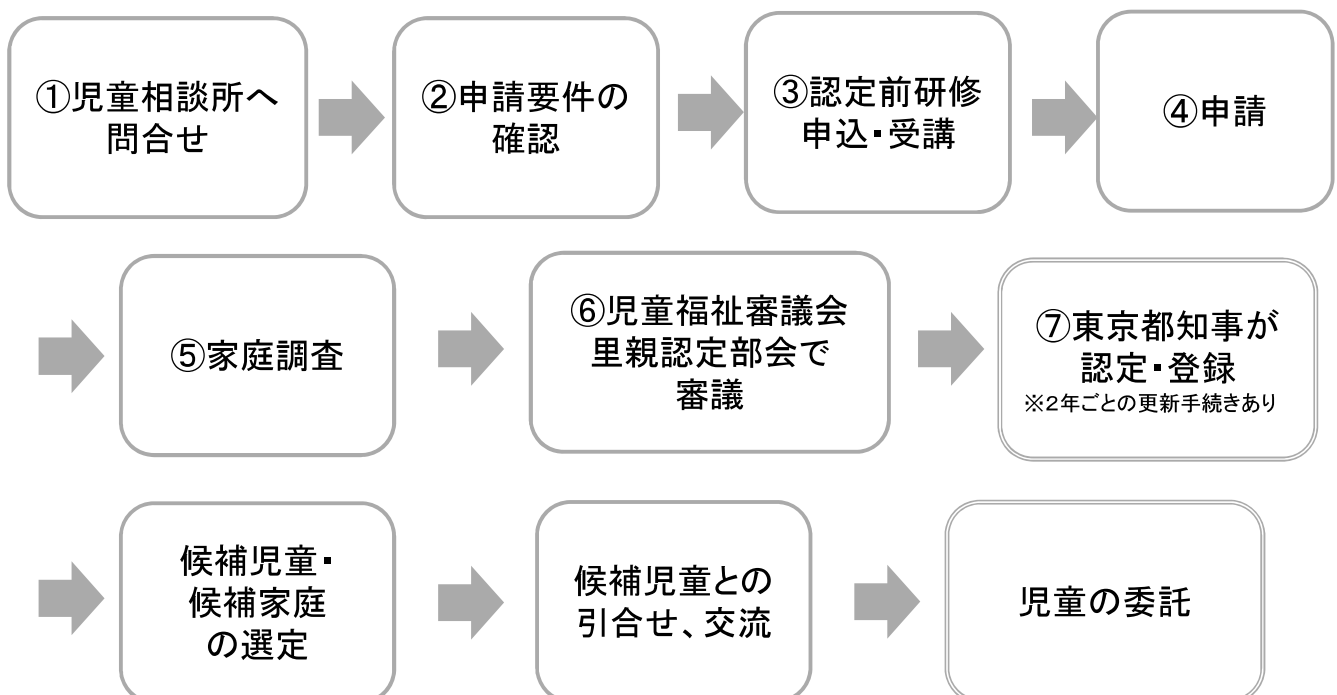
施設養護の概要

施設種別	根拠法令	運営主体	設置基準	対象児童
乳児院	児童福祉法第35条、37条	社会福祉法人 日本赤十字社	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	保護者のいない、保護者がいても疾病その他の事業により養育が困難な乳児
児童養護施設	児童福祉法第35条、41条	民間 社会福祉法人 日本赤十字社 公益財団法人 都立 東京都社会福祉事業団指定管理委託		原則1歳以上の保護者のいない児童、虐待されている児童等(20歳まで措置延長可能)
児童自立支援施設	児童福祉法第35条、44条	都立直営		不良行為をなし、又はなすおそれのある児童等
自立援助ホーム (児童自立生活援助事業)	児童福祉法第6条、33条の6	社会福祉法人 NPO法人	東京都自立援助ホーム設置・運営基準	満20歳未満の義務教育終了児童等及び就学中の満20歳以上の者で満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者

4

養育家庭、養子縁組里親の申請から認定・登録、児童の委託までの手続きの流れ

養育家庭等には、認定前の研修の受講や児童福祉審議会での審議、都知事の認定等を経て、登録される。養育家庭等への委託が適当とされた児童については、その状況を考慮し、登録家庭の中から候補家庭が選定される。その後、児童との引合せ、交流を経て、その結果、望ましい組合せであると判断されたときに、委託される。



5

社会的養護(主に養育家庭)に係る制度等の変遷

	都	国
1948年		○里親制度を児童福祉法に規定
1973年	○養子縁組を前提とせずに児童の養育を委託する制度として、養育家庭制度を創設 ○養育家庭を希望する都民の相談窓口として、養育家庭センターを乳児院や児童養護施設に設置	
1982年	○「東京都ファミリーグループホーム」試行開始	
1985年	○東京都ファミリーグループホーム制度の本格実施(ファミリーホーム、グループホームの前身)	
1986年	○「子どものためのショートステイホーム制度」開始	
1987年		○民法が改正され、特別養子縁組制度が導入
1992年	○「子どものためのショートステイホーム制度」を「フレンドホーム制度」に改め、実施主体を児童養護施設とする。	
1999年		○委託措置児童の保育所の利用が承認
2000年		○地域小規模型グループホーム制度開始
2002年	○児童相談センターに里親担当を配置 ○養育家庭センターを廃止 ○東京都ファミリーホーム制度を開始 ○東京都養護児童グループホーム制度を開始	○里親制度の一体系として、専門里親や親族里親の制度を創設
2003年	○専門養育家庭、親族里親、養育家庭(短期条件付)、養育家庭(レスパイト限定)の制度を開始	
2004年	○各児童相談所に養育家庭担当児童福祉司・養育家庭専門員を配置	
2005年	○里親研修業務をNPO法人東京養育家庭の会へ委託	
2008年		○児童福祉法において、養育里親と養子縁組里親を分離して法定化 ○里親支援機関事業開始
2009年	○里親支援機関事業を1児相で開始 ○東京都ファミリーホーム事業を開始	○児童福祉法において、要保護児童対策地域協議会の協議対象が、養育支援を必要とする児童やその保護者、特定妊婦に拡大 ○小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を創設
2011年		○社会保障審議会において「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられる ⇒社会的養護の基本方針や施設等種別ごとの課題、将来の整備量等が示される
2012年	○2009年よりモデル的に開始した里親支援機関事業の全児童相談所における実施 ○乳児院や児童養護施設への里親支援専門相談員の配置を実施 ○要保護児童対策地域協議会において、地域ネットワークの連携による養育家庭等への支援を充実	○厚生労働省通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」 ⇒都道府県推進計画を策定する旨の通知
2015年	○東京都社会的養護施策推進計画を策定 ⇒2029年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね6割とする方針を明確化	
2016年		○児童福祉法改正 ⇒要保護児童について、家庭と同様の環境下で養育されることを原則とする 養子縁組に関する相談・支援を児童相談所の業務として位置づけ ○民間のあつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律公布(2016.12.16)
2017年	○新生児委託推進事業開始(モデル事業) ○チーム養育体制実施(2018.1月より実施)	○新たな社会的養育の在り方に関する検討会報告「新しい社会的養育ビジョン」 ⇒児童福祉法の理念の具体化に向け、都道府県計画の見直しを記載
2018年		○民間のあつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行(2018.4.1)

6

国の動向①

1 社会保障審議会専門委員会等のとりまとめ「社会的養護の課題と将来像」(2011年7月)

- 家庭的養護の推進や専門的ケアの充実など、社会的養護の基本的方向を明示

2 国通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(2012年11月)

- 各施設に、小規模化・地域分散化や家庭的養護を進める具体的方策を定めた「家庭的養護推進計画」の策定を要求
- 都道府県には、「家庭養護」(養育家庭等)、「家庭的養護」(グループホーム)、「施設養護」(本体施設)の3分類に分け、今後、15年間でそれぞれ1/3ずつにする「都道府県推進計画」を策定を要求

3 児童福祉法の改正(2016年6月公布)

- 家庭と同様の環境における養育の推進を明記
国・地方公共団体は、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。(第3条の2)

4 社会保障審議会専門委員会等のとりまとめ「新しい社会的養育ビジョン」(2017年8月)

- 特に就学前の子供は、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止
- 3歳未満は概ね5年以内に、それ以外の就学前の子供は概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に50%以上を実現
- ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可欠な場合は、小規模・地域分散化された養育環境を整備し、施設等における滞在期間について、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内
- 「社会的養護の課題と将来像」に基づいて策定された都道府県等の計画については、この「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、平成30年度末までに見直し

7

国の動向②

以下の1～3は、「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえ、平成30年7月6日付で通知されたもの

1 都道府県社会的養育推進計画の策定要領

- ・ 当事者である子供や保護者、里親や児童養護施設などの意見が適切に反映される必要
- ・ 国において、「概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて取組を推進。都道府県は、この数値目標を十分に念頭に置き、数値目標と達成年限を設定
- ・ 施設養育が必要な子供には、グループホームで養育されるよう措置。例外として、ケアニーズが非常に高い子供に専門職の即時の対応が必要な場合、生活単位の集合はありうる。この場合、少人数(将来的には4人まで)で、大きくない生活単位(概ね4単位程度まで)としていく。
- ・ 2018年度から可能なものから、順次速やかに取組を進めつつ、2019年度末までに新たな計画を策定(計画期間の終期は2029年度)

2 フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン

- ・ 「フォスタリング業務」:里親のリクルート・アセスメント、里親登録前後・委託後の里親への研修、マッチング、里親養育への支援、委託措置解除後の支援等、一連の過程における様々な支援
- ・ フォスタリング業務は、児童福祉法第11条に規定する里親支援事業に相当し、都道府県(児童相談所)の本来業務だが、その全部又は一部を民間機関へ委託可(一連の業務を包括的に委託することが望ましい)
- ・ 里親登録や里親委託措置は、行政権限の行使であり、最終判断はあくまでも児童相談所
- ・ フォスタリング業務を包括的に委託した場合、統括者、SW、リクルーター、心理職、事務職員の配置を想定

3 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化かつ地域分散化の進め方

目指すべき方向性を中心に記述し、施設や自治体関係者との認識を共通とするとともに、職員配置や運営方法などをとりまとめ、マニュアル、参考資料として提供するもの

8

東京都社会的養護施策推進計画について

社会的養護を必要とする子供を適切に養護しつつ、家庭的養護の推進や職員(養護)の質の向上を図ることによる社会的養護体制の充実を図ることを目的として、2015年4月に策定した。

1 計画期間

2015年度～2029年度の15年間(5年ごとの期末に見直し)

2 基本的な理念

社会的養護が必要な子供たちが、生まれ育った環境によらず、健やかに育ち自立できるよう、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを行う。

3 施策の方向性に掲げた項目

家庭的養護の推進、専門的ケアの充実、自立支援の充実、家族再統合、人材の確保・育成

4 目指すべき水準

必要な供給量を確保するとともに、平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合をおおむね6割とすることを旨とする。

<国が掲げた目標:社会的養護の課題と将来像(平成23年7月)>

平成41年度までに、「家庭養護」、「家庭的養護」、「施設養護」を1/3ずつ

* 社会的養護における家庭的養護委託率(養育家庭等委託率) = (養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 + グループホーム入所児童数) / (乳児院・児童養護施設入所児童数 + 養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 + グループホーム入所児童数)

* 社会的養護における家庭養護委託率 = (養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数) / (乳児院・児童養護施設入所児童数 + 養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 + グループホーム入所児童数)

9

社会的養護の需要推計

2015年4月作成の「東京都社会的養護施策推進計画」では、2013年度実績の3,927人から2029年度には、3,747人と推計している。

一方、供給量は需要量に対して約104%(入所率約96%)の定員規模で算定し、2029年度で3,900人と推計している。

区分	2013年度 (2014年4月実績)	2019年度	2024年度	2029年度
需要量	3,927人	4,074人	3,964人	3,747人
供給量	4,130人	4,240人	4,123人	3,900人

*資料:社会的養護施策推進計画

10

社会的養護の課題とそれに対する都の取組

※複数の課題に対する取組についても、いずれか一つに分類している。

課題	課題に対する都の取組
① 家庭的養護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・養育家庭等 (11.74億) (都) (継) ————— 直営・補助 (民間) ・委託 (民間) ・グループホーム事業 (26.01億) (継) ————— 補助 (社福等) ・グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業 (3.34億) (都) ————— } ・ファミリーホーム事業 (5.19億) (継) ————— 補助 (民間) ・新生児委託推進事業 (0.11億) (都) ————— 委託 (社福等)
② 施設における専門的ケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設の運営 (22.65億) (都) (国補助) ————— 直営・委託 (社福等) ・補助 (社福等) ・児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 (2.12億) (国補助) ————— } ・国基準経費 (児童養護) (143.62億) (国補助) ————— } ・民間社会福祉施設サービス推進費補助 (児童養護) (24.10億) (都) ————— } ・専門機能強化型児童養護施設制度 (6.36億) (都) ————— } ・サテライト型児童養護施設事業 (0.29億) (都) ————— } ・国基準経費 (乳児院) (45.05億) (国補助) ————— } ・民間社会福祉施設サービス推進費補助 (乳児院) (4.25億) (都) ————— } ・乳児院の家庭養育推進事業 (2.56億) (都) ————— } ・乳児院の医療体制整備事業 (0.47億) (都) ————— } ・児童福祉施設等整備費補助 (児童養護施設、GH・FH設置促進、乳児院) (12.53億) (都) (継) ————— } ・児童自立支援施設の運営 (5.92億) (都) (国補助) ————— 直営 ・児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業 (1.01億) (都) ————— 委託 (東社協) ・社会的養護処遇改善加算対応研修 (0.30億) (都) ————— } ・児童福祉施設等の整備 (石神井、萩山、誠明、伊豆長岡 (14.25億) (都) ————— 直営・委託 (民間)
③ 自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自立援助ホーム事業 (4.72億) (国補助) ————— } ・民間社会福祉施設サービス推進費補助等 (自立援助ホーム) (0.63億) (都) ————— 補助 (社福等) ・ジョブ・トレーニング事業 (自立援助ホーム) (0.38億) (都) ————— } ・自立支援強化事業 (3.44億) (都) ————— } ・自立援助促進事業補助 (0.01億) (都) ————— 補助 (東社協) ・地域生活支援事業 (0.24億) (都) ————— 委託 (社福等) ・児童養護施設退所者等の就業支援事業 (0.17億) (都) ————— 委託 (民間) ・児童養護施設退所者等に対するすまじ確保支援事業 (0.16億) (都) ————— 委託 (民間) ・補助 (民間)

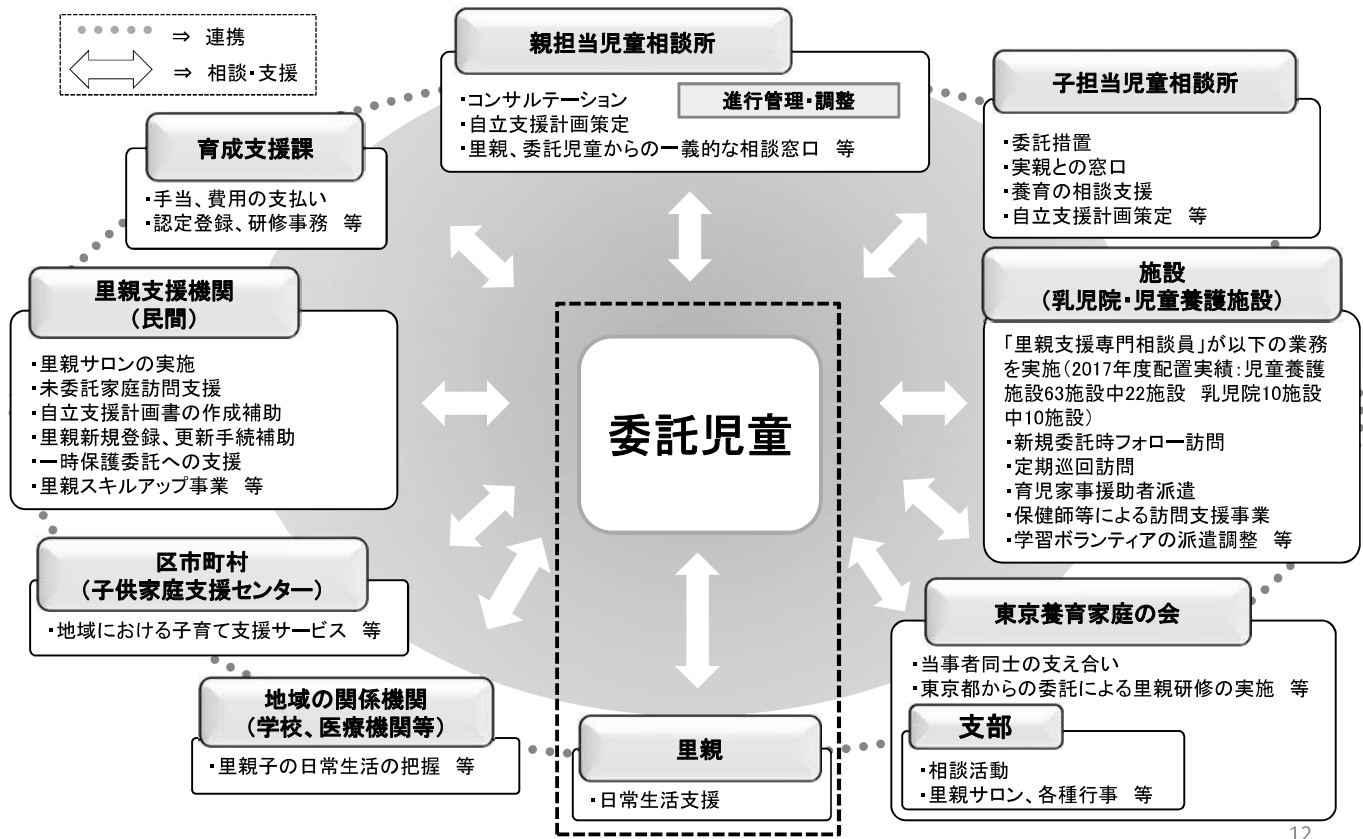
凡例: (都) 都単独事業 (継) 都継ぎ足し事業 (国補助) 国庫補助 (扶助費含む)

東社協・・・東京都社会福祉協議会 社福等・・・社会福祉法人、NPO等 民間・・・民間事業者等 直営・・・都が運営

11

東京都の里親制度におけるチーム養育体制について

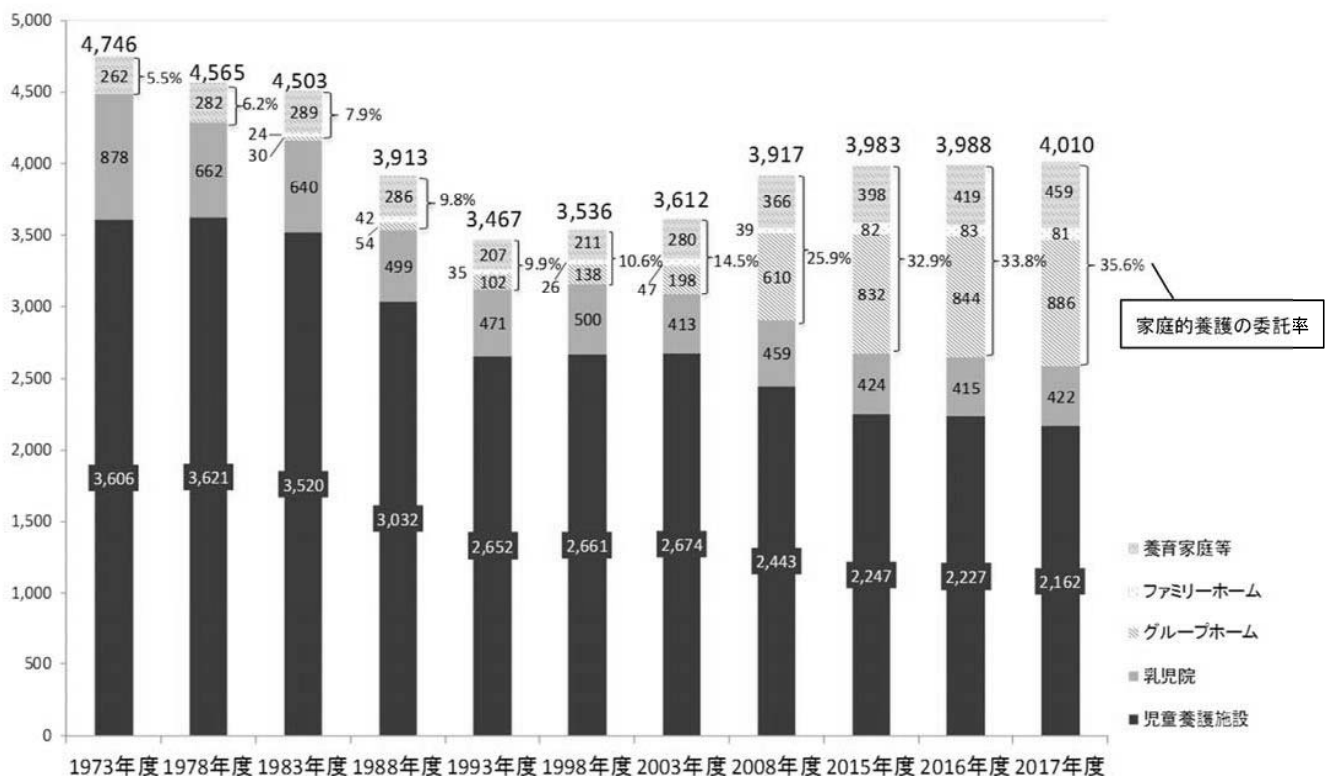
2018年1月から、各関係機関が連携しながら、それぞれの役割に応じた専門的な支援を行う体制を整えている。



12

社会的養護のもとで育つ児童の措置状況

都における社会的養護のもとで育つ児童の措置状況の推移は、下図のとおりである。



*児童養護施設、乳児院は各年度3月1日現在、養育家庭等、ファミリーホームは各年度末現在
*養育家庭等は養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親への委託児童数の合計

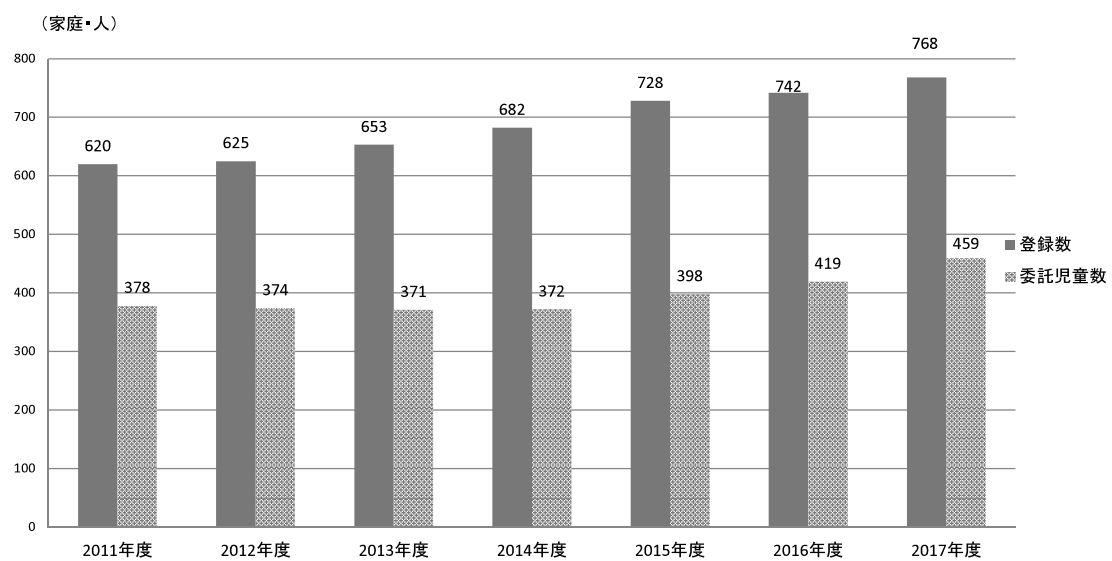
13

東京都における里親等の現状

0

東京都の養育家庭等の登録数及び委託児童数の推移

いずれも、近年増加傾向にあるが、伸びが緩やか。



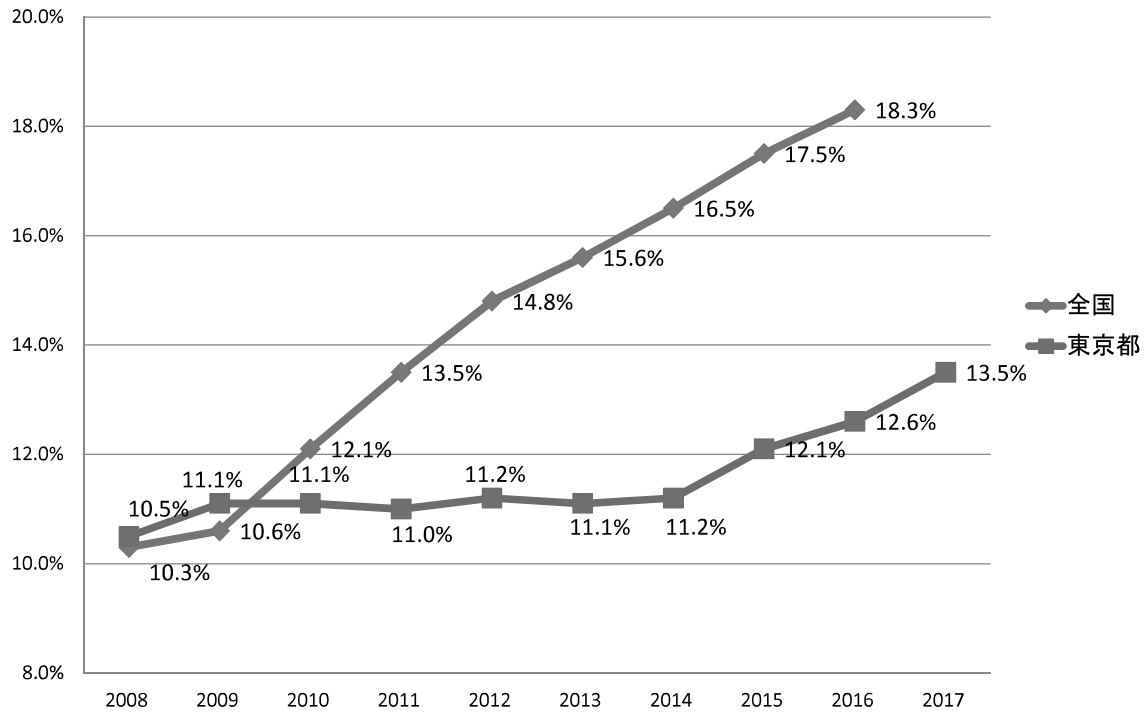
資料：東京都福祉保健局調べ

* 養育家庭(ファミリーホームは除く)、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親の登録数および委託児童数
* 登録数、委託児童数ともに各年度末現在

1

里親等委託率の推移

里親等の委託率は、全国と比べ伸びが緩やかだが、近年は上昇傾向にある。

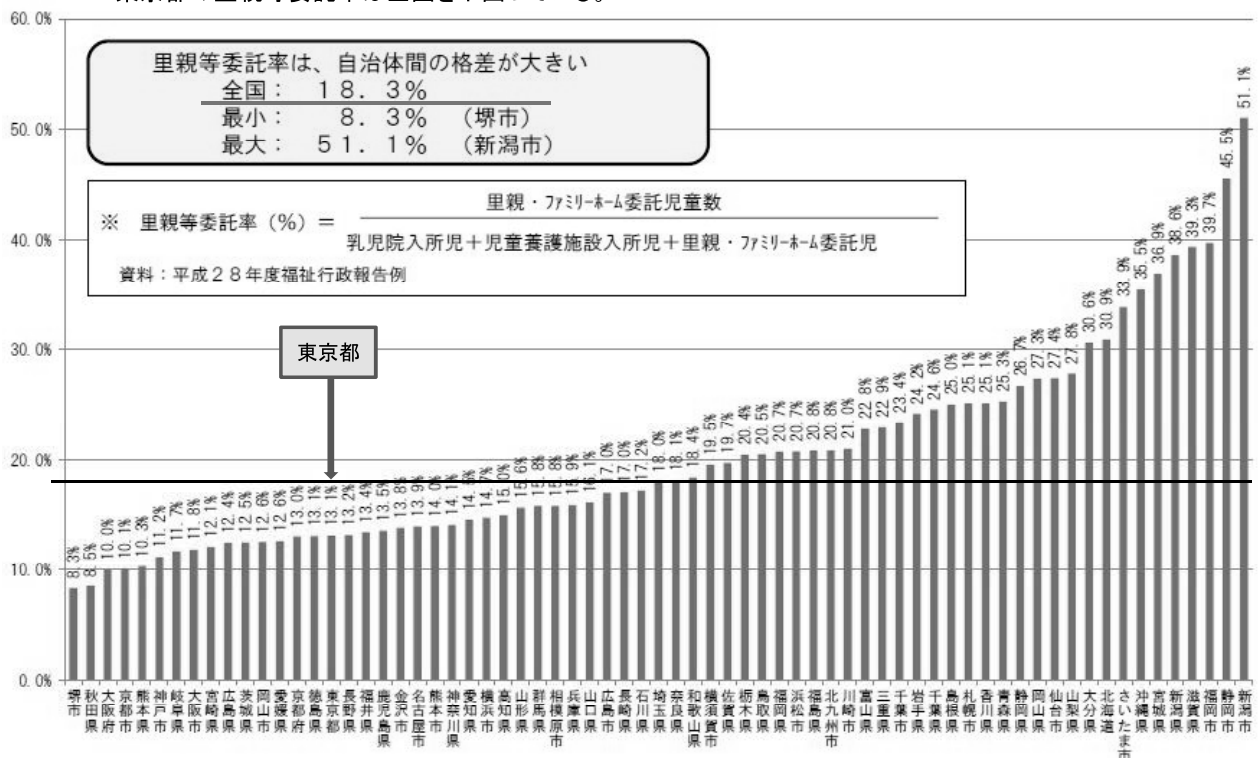


資料：＜全国＞厚生労働省調査「平成28年度福祉行政報告例」
 ＜東京都＞福祉保健局調べ（児童養護施設、乳児院は各年度3月1日現在、養育家庭等、ファミリーホームは各年度末現在）

2

都道府県市別の里親等委託率

東京都の里親等委託率は全国を下回っている。



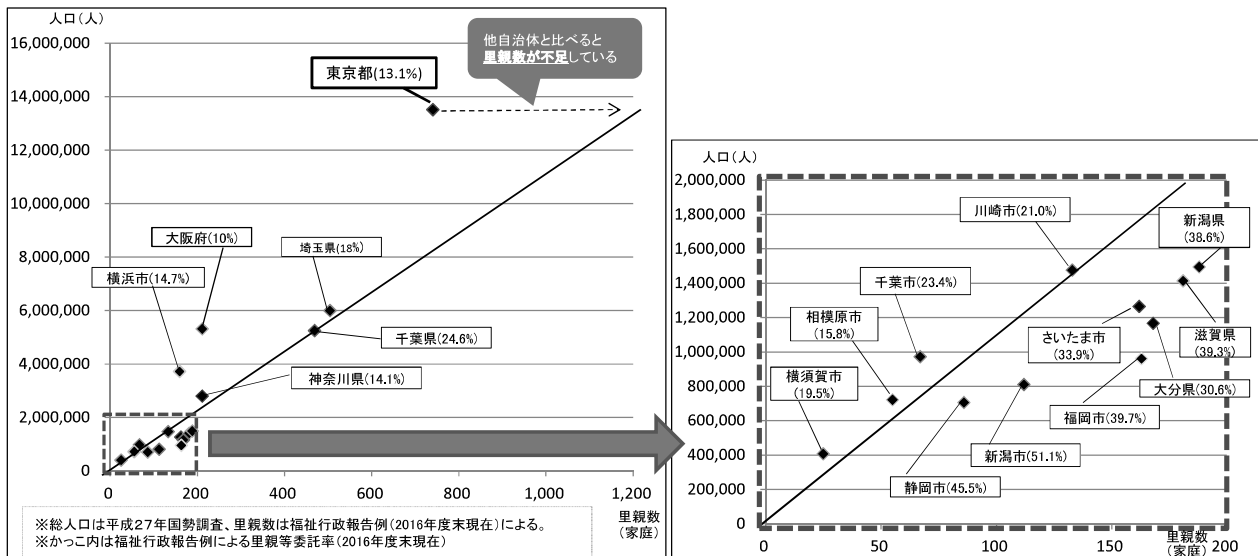
資料：厚生労働省「社会的養護の推進に向けて」(平成29年12月)

3

各自治体の人口と里親数の相関

- 人口に対する里親の数が多自治体は、委託率も高い傾向にある。
- 都は、人口に対する里親数が他自治体に比して、大幅に少ない。

里親等委託率の上位5自治体及び1都3県とその政令市、中核市の分布図(大阪府、大分県は参考)



4

児童相談所の体制(児童福祉司・児童心理司の職員定数の推移)

- 養育家庭に関して、児童福祉司や児童心理司は、養育家庭への委託に先立って行う候補児童や候補家庭の選定、候補児童との引合せ・交流、委託後の養育家庭への支援等を中心的に担っており、職員は、10年前と比較して大幅に増員している。
- 2018年度の児童福祉司定数の273は、2019年度の国基準上必要な配置数から約100人不足している。また、同様に児童心理司は約70人不足している。

(単位:人)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
児童福祉司	159	172	172	183	183	196	196	209	227	250	273
児童心理司	54	54	54	54	65	65	78	78	91	104	117

* 児童福祉司: 子供、保護者等から子供の福祉に関する相談に応じるほか、必要な調査や社会診断等を行う
* 児童心理司: 子供、保護者等からの相談に応じ、心理検査、観察等によって、子供や保護者に対し心理診断を行うほか、心理療法やカウンセリング等を行う
* 職員数は、各年度4月1日現在の定数

5

各自治体の『里親を増やす』取組

<里親委託率を伸ばしている自治体への聴き取り>

里親支援の取組とあわせ、広く市民に里親について知ってもらう普及啓発を強化

<近県への聴き取り>

一般市民向けの広報や、里親の理解や知名度促進につながるフェスタ等イベントを企画・実施

1中学校区に1里親家庭を目標に全市町村で説明会実施。最近は無委託の家庭が増加し、委託率が低下したため、今後は全県単位での広報も計画。

NPOとの連携で市民フォーラムを年2回開催。市民の理解が広まっていると実感。民間による、乳幼児に特化した委託開拓でも登録者は増加。

普及啓発は、年2回、講座形式とイベント形式で実施。イベントの周知は、ツイッターやフェイスブック等を活用。

毎月の講座に加え、普及イベントを5年連続実施し、理解促進と知名度向上につながった。養子縁組希望者にも養育里親制度を紹介。

昨年度から広報イベントを民間活用して拡大。あえて福祉関連にとどまらず、人が多く集まる駅やスポーツ会場などでPR広報。ラジオCMも実施。

一般市民が気軽に参加できるようなイベントや、広く関心を集める広域での普及啓発に取り組んでいる。

6

里親制度等に関する諸外国の状況

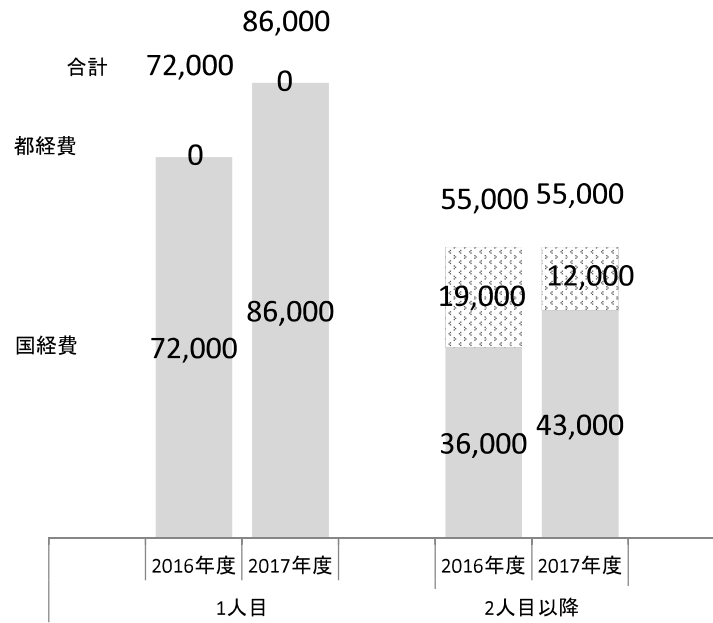
	委託率	制度等の特徴
日本 [都]	18.3% [13.1%]	<ul style="list-style-type: none"> 親権者は子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う(民法第820条) 里親委託や施設入所の措置は、親権者の同意が必要(児童福祉法第27条第4項) 親権停止に関する家庭裁判所申立ての実績は48件[6件] 里親手当は1人目で8.6万円
イギリス	74%	<ul style="list-style-type: none"> 里親手当は、一般家庭の養育経費の約50%増で算出され、里子がいけない時期も最低年齢区分の通常手当の約6割分を支給 手当は、特殊ニードを持たない低年齢児(月9万円程度)から非常に深刻な行動障害を伴った16歳以上(40万円以上)までで差がある 里親認定は、地方自治体だけではなく、民間機関も独自に実施
フランス	52%	<ul style="list-style-type: none"> 里親は個人または地方団体等に雇用された給与所得者(職業里親)であり、最低賃金や有給休暇が保障されるほか、失業保険等の社会保障制度にも加入 里親家庭の子供のほとんどは、裁判所の児童判事の決定で強制的に委託
ドイツ	48.1%	<ul style="list-style-type: none"> 親権は法改正を経て、「権力」、「配権」から、「世話」、「配慮」という概念へ 少年局(児童相談所と同様の役割)は、親権の制限が必要と判断した場合、家庭裁判所に手続きを求め、裁判所は職権で調査し、必要な範囲で制限。(親権の完全な剥奪は約7,000件、一部剥奪は約8,000件)
アメリカ ワシントン州	50%	<ul style="list-style-type: none"> 6~10の里親家庭がチームとなり、協力し合って里子を養育する。自分の家で里子を養育しない経験豊富な里親家族が、この6~10家庭を指導し、緊急事態が起きた場合は、その家庭に向き援助し、レスパイトを与える。
韓国	49%	<ul style="list-style-type: none"> 里親は、祖父母や親族による養育が9割以上であり、血縁関係のない一般家庭による養育は、わずか。

資料：厚生労働省児童福祉問題調査研究事業 社会的養護制度の国際比較に関する研究(日本社会事業大学社会事業研究所)、厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業) 里親委託と里親支援に関する国際比較研究(主任研究者 湯沢彦彦)、里親と子どもVol.9・10(明石書店)

7

養育家庭に対する里親手当の現状(円)

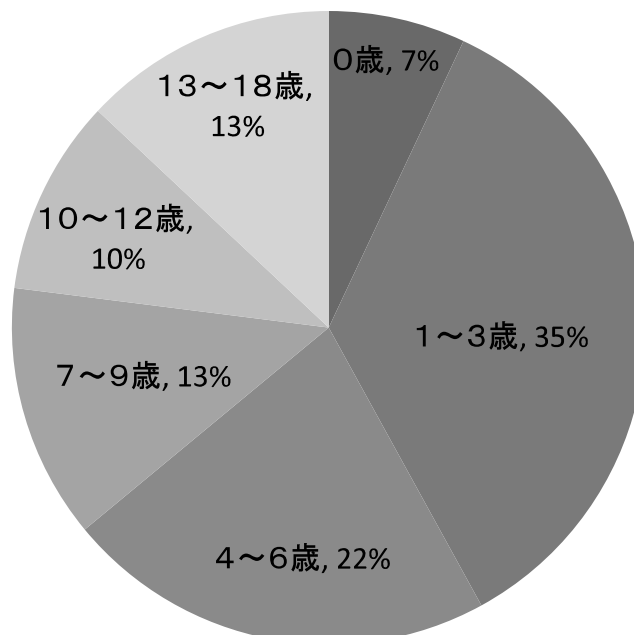
子供の養育に関する経費のほか、養育家庭には次の金額の里親手当が出ている。
(2人目以降については、都は国経費に加算して支出)



8

養育家庭が受託を希望する児童の年齢

養育家庭が受託を希望する児童の年齢は、1～3歳が35%と最も多く、0歳と合わせた3歳までで42%となっている。また、6歳まででは64%となり、低年齢の希望が多くなっている。

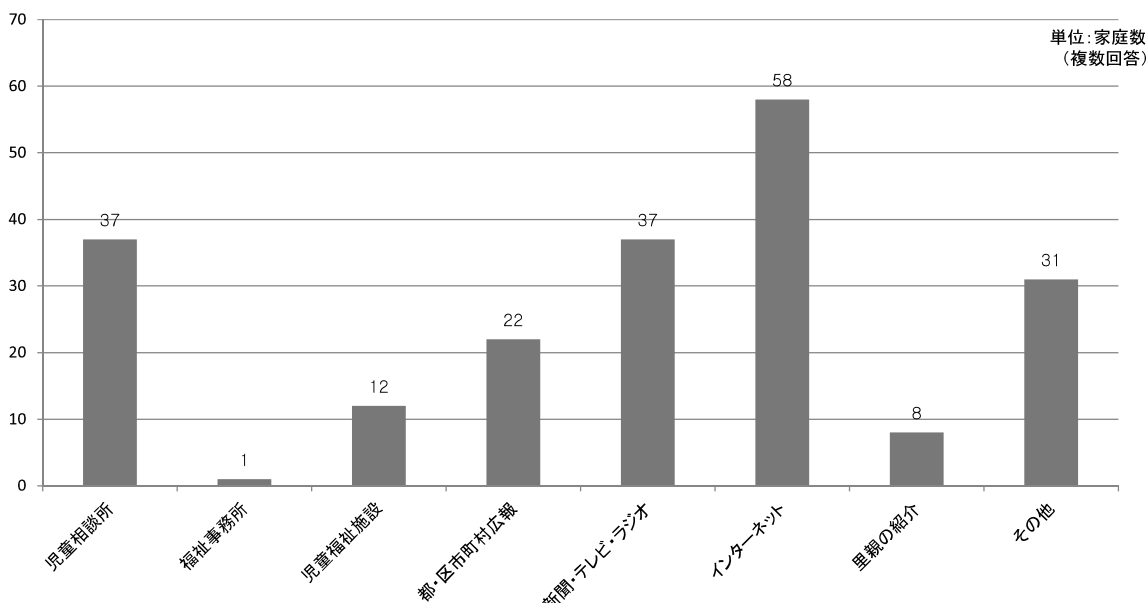


*2016年度の養育家庭認定時の数値
資料:福祉保健局調べ

9

里親申請のきっかけ（養育家庭）

東京都の養育家庭が里親を知った経緯は、インターネットが最も多く、次いで児童相談所、新聞・テレビ・ラジオ等となっている。



資料 福祉保健局調べ
 ※2014～2016年度 里親認定登録申請家庭（171家庭） ※複数回答あり
 ※「その他」 知人・友人の紹介、仕事関係、学生時代に勉強、親が里親経験、不妊治療のフリーマガジン等

10

『里親』意向に関する意識・実態調査＜2018年 日本財団調査＞

【調査結果の概要】

- 全国20代～60代の男女の6.3%が、「里親になってみたい」、「どちらかというと里親になってみたい」と回答
- 里親の認知度については、大半が「名前を聞いたことがある程度」であり、『里親への経済的なサポートの存在』、『子供の預かる期間は様々である』などは、ほとんど知られていない。
- 里親になる意向はあっても、経済面の心配や、子供が大きくなるまで健康でいられるか分からないと不安がハードルになっている。
- 里親の認知や里親になる意向を高める情報源として、テレビが大きな役割を果たしている。
- 里親が不足していることなど、子供や里親に関する情報を提供することで潜在的な里親候補家庭は、推計で12.1%に倍増する可能性あり

資料：日本財団調査（2018年1月30日）インターネットによるスクリーニング調査後、1500サンプルに本調査（養子縁組を前提とした里親は除外）

「特別養子縁組に関する調査」＜2016年 日本財団調査＞（このうち、里親制度の認知に関する調査）

- 「里親」制度を知っているのは58.0%（男性48.7%、女性67.7%）
- 認知経路は「TV番組」70.4%（「新聞・雑誌・本」33.5%、「インターネット」12.8%）
- 「里親」と「特別養子縁組」の違い 認知率19.7%
- 「里親」になってみたいと思うか？ 「いいえ」91.4%
- 「里親」になりたくない理由 「自信がない、責任が重すぎるから」44.7%

資料：日本財団調査（2016年）「特別養子縁組に関する調査サマリー」 2016年3月にWEB調査（全国18～69歳の男女 本調査回収サンプル数 3000）

11

乳児院の退所理由

退所理由のうち、家庭復帰は50%台を推移しており、里親委託は増加傾向にあるものの2割弱となっている。

区分	家庭復帰		養子縁組		里親		措置変更(里親除く)		その他		退所児童合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
2012年度	200	58.0%	21	6.1%	18	5.2%	101	29.3%	5	1.4%	345
2013年度	170	50.9%	19	5.7%	17	5.1%	121	36.2%	7	2.1%	334
2014年度	195	55.6%	14	4.0%	24	6.8%	114	32.5%	4	1.1%	351
2015年度	156	51.8%	17	5.6%	35	11.6%	91	30.2%	2	0.7%	301
2016年度	161	50.9%	16	5.1%	55	17.4%	82	25.9%	2	0.6%	316

資料：社会的養護現況調査(厚生労働省調べ)

12

児童養護施設の退所理由

退所理由のうち、家庭復帰は50%前後を推移しており、里親委託は2%に満たない。

区分	家庭復帰		養子縁組		自立就職		里親		措置変更(里親除く)		その他		退所児童合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
2012年度	255	47.7%	1	0.2%	117	21.9%	3	0.6%	95	17.8%	64	12.0%	535
2013年度	291	51.6%	1	0.2%	115	20.4%	7	1.2%	82	14.5%	68	12.1%	564
2014年度	254	45.0%	2	0.4%	54	9.6%	6	1.1%	77	13.6%	172	30.4%	565
2015年度	222	43.4%	1	0.2%	34	6.7%	8	1.6%	81	15.9%	165	32.3%	511
2016年度	235	45.6%	2	0.4%	33	6.4%	9	1.7%	67	13.0%	169	32.8%	515

資料：社会的養護現況調査(厚生労働省調べ)

13

養育家庭等の養育力

【児童福祉審議会提言】(平成28年11月28日)による指摘

- 児童を委託されている養育家庭の中には、社会的養護の担い手であることについての理解不足により、各機関との連携に消極的で、養育の困難さや児童の課題を抱え込んでしまう家庭や、委託した児童と実親との交流に消極的な家庭もある
- 養育家庭等の養育力向上のためには、様々な研修を受講する必要がある。都は、養育家庭等がそれぞれの状況に応じて選択し受講できる課題別研修等を実施しているが、受講者はあまり多くない。

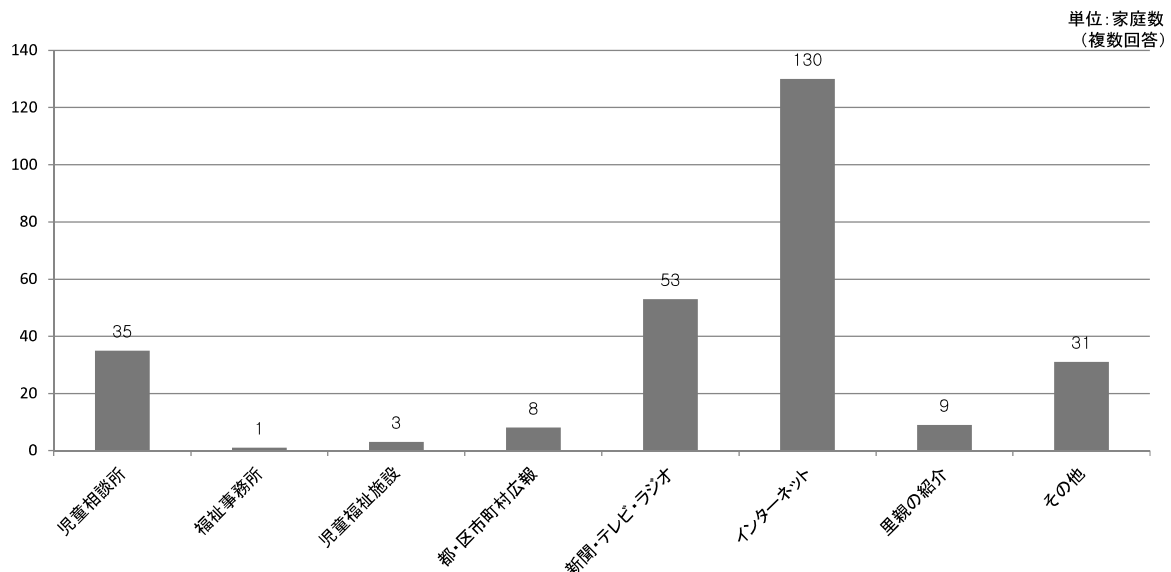
(参考) 2017年度 課題別研修 受講家庭数

実施月	科目	受講家庭数	実施月	科目	受講家庭数
4月	養子縁組のための小児医学	15	10月	CAREプログラムを学ぶ①	5
6月	自立に向けての制度と支援(養育家庭)	20	10月	CAREプログラムを学ぶ②	5
7月	養子縁組のための乳幼児期研修	8	11月	CAREプログラム(振り返り)	6
8月	生い立ちの真実を伝える(養育家庭)	7	11月	幼児期から学童期の子育て	6
8月	CAREプログラムを学ぶ①	1	12月	難しい子への理解と対応	23
8月	CAREプログラムを学ぶ②	16	12月	生い立ちの真実を伝える(養子縁組)	16
9月	思春期の子育て	8	1月	完璧な里親なんていない	7
			2月	養子縁組のための小児医学	8

14

里親申請のきっかけ(養子縁組里親)

東京都の養子縁組里親が制度を知った経緯は、インターネットが最も多く、次いで新聞・テレビ・ラジオ等となっている。



資料 福祉保健局調べ
 ※ 2014～2016年度 里親認定登録申請家庭 (223家庭) ※複数回答あり
 ※「その他」 知人・友人の紹介、仕事関係、学生時代に勉強、親が里親経験、不妊治療病院等

15

特別養子縁組に関する認知状況・都の支援

◆ 認知状況

- 「特別養子縁組制度に関する調査」＜2016年 日本財団調査＞
 - 特別養子縁組を知っているのは45.9%（男性36.7%、女性55.2%）
 - 認知経路は「TV番組」64.6%（「新聞・雑誌・本」33.7%、「インターネット」15.2%）
 - 「特別養子縁組」「普通養子縁組」の違い 認知率14.8%

資料：日本財団調査（2016年）「特別養子縁組に関する調査サマリー」
2016年3月にWEB調査（全国18～69歳の男女 本調査回収サンプル数 3000）

◆ 養子縁組里親への支援（里親制度）

- 新生児里親推進事業（2017年度～）
養子縁組が最善と判断した場合に、できる限り新生児のうちから委託するための仕組み
- チーム養育体制による支援
里親が地域で孤立することなく児童を養育していけるよう、関係機関が連携
- 委託期間中は、生活費等の経費を支給（里親手当は、国の要綱に定められていないため、対象外）

◆ 民間養子縁組あっせん機関による養子縁組への支援

- 養親希望者が児童との同居を開始した際の届出（児童福祉法30条）に伴う家庭訪問等
- 民間養子縁組あっせん法（2018年4月施行）による対応

16

都内自治体における里親制度の広報について（2018年6月に一部自治体への聞き取り）

【効果的と感じたことの例】

里親の生の声を聞くこと、短期の受入れもあることの周知によりハードルが下がったこと、自治会など住民に近い場の広報で里親の掘り起こしができたこと、自治体に誘致した大学とのイベント実施など
（全般的な話として、広報の充実には、都からの財政面を含めた後方支援が重要という話もあり）

自治体	取組内容	効果	今後の取組、意見等
A	○ 2017年度から社会福祉協議会、養育家庭の会と連携して、ファミリー・サポート事業の協力会員や関係機関向けに子育てに関する講演会を実施。自治体内在住の里親や里親支援機関も講演に参加。	○ 短期の受入れもあることや、里親さんの生の声を聞くことができハードルが下がったという声が複数あり。	○ 2018年度の体験発表会は大学と共催して実施。会場もキャンパス内で、土日開催の予定。大学生の両親等に向けた広報にもなると考えている。 ○ 同年度から、本自治体の退職予定の職員向けセミナーでも広報していく予定。
B	○ 2017年度から児童相談所の設置準備の一環として、里親制度を含む社会的養護について、担当部署向けの研修と職員全体の研修を実施。 ○ 2018年のある月に実施した研修には、職員以外にも民生児童委員や警察等、地域の関係機関のメンバーも参加（計110名）。里親支援機関や里親も出席し、体験談を話すとともに、里親の写真展も併せて開催。	○ 短期の受入れもあることや、里親さんの生の声を聞くことができハードルが下がったという声があり、実際にアンケートでは15名が、「里親になってもいい。」と回答。	○ 引き続き、地域の関係者に里親の実際の声を伝える取組を行っていきたい。
C	○ 虐待防止月間に、里親制度のパネル展示を本庁舎で実施。児童相談所職員も参加し、里親に関心がある方向けの個別相談も実施。 ○ 住民祭りにおいて、児相とともに、里親制度を広報。 ○ 2017年度から自治会、町会に里親を広報するチラシを配布するとともに、担当課長が自治会、町内会に出席し、制度を説明。	○ 自治会等に対する説明により、里親に関心を持った方数名が児相に問合せ。	○ パネル展を本庁舎だけでなく、学校や出先機関でも実施し、制度の理解を求める予定。 ○ 地域性もあり、住民に近いところで里親の広報をしていけば、さらに登録数は増えると考えている。

17

乳児院の小規模化の現状

子供をできるかぎり家庭的な雰囲気の中で養育できるよう、施設のケア単位の小規模化を進めている。乳児院において1ユニットでも小規模化を行っている施設は、10施設中6施設であり、実施率は60%となっている。

都内乳児院における小規模化実施施設数(2018年4月1日時点)

都内乳児院施設数	国通知による小規模化施設数	小規模化の割合
10施設	6施設	60%

未実施施設の理由別内訳

改築等のため	設備上の問題	職員配置上の問題
1施設	1施設	2施設

*小規模化とは、小規模なグループによるケアを行うこと(虐待を受けた子供等は、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアが重要)

*乳児院における小規模化の基準

人数:4人以上6人以下

設備:居室、寝室、ほふく室等、浴室、便所等

居室床面積:1人当たり2.47㎡以上

職員配置:専任の職員として各グループに児童指導員又は保育士1名及び管理宿直等職員を加配

指定上限:6か所まで(3か所以上指定する場合は本体施設の定員が35人以下等の条件がある)

資料:福祉保健局調査

18

児童養護施設の小規模化の現状

児童養護施設で1ユニットでも小規模化を行っている施設は、59施設中54施設であり、実施率は91.5%となっている。

児童養護施設数	国通知による小規模化施設数	小規模化の割合
59施設	54施設	91.5%

*59施設は、都内民間児童養護施設、都外全部委託、都立施設

*小規模化:小規模なグループによるケア(養育)を行うこと。

*児童養護施設における小規模化の基準

定員:6人以上8人以下

設備:居室、居間、台所、便所等

居室面積:1人当たり4.95㎡以上

職員配置:専任職員として各グループにつき児童指導員又は保育士1名及び管理宿直職員を加配

指定条件:6か所まで(3か所以上指定する場合は、本体施設を45人以下とするなどの計画を立てる。)⇒2018年度廃止予定

資料:福祉保健局調査

19

都の取組の評価(家庭的養護の推進)

課題	都の取組	分析・評価
家庭的養護の推進	<p>【登録家庭数の拡大と委託の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>里親制度の普及啓発</u> ポスターやリーフレットの活用、デジタルサイネージへの掲出等の不特定多数を対象としたものや、教職員を対象とした公開講座などターゲットを絞ったものを実施 ○ <u>児童相談所の体制強化</u> 児童福祉司の増員等を実施 (2008年度159人→2018年度273人) ○ <u>里親支援機関事業</u> ○ <u>乳児院の家庭養育推進事業</u> <p>【支援の充実と養育力向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>里親支援機関事業</u> 児童相談所業務を補完する専門機関において、養育相談や未委託家庭への巡回訪問等を実施 ○ <u>チーム養育体制の構築</u> 各関係機関が連携しながら、それぞれの役割に応じた専門的な支援を行う体制を整備 ○ <u>児童相談所の体制強化</u> ○ <u>里親手当額への加算</u> 	<p>【登録家庭数の拡大と委託の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 里親制度についての社会の認知度はまだ低い ◆ 登録家庭数は増加傾向にあるが、伸びは緩やか ◆ 2016年度の都における養育家庭等の委託率は、12.6%で、全国平均を下回る(2017年度の委託率は13.5%) ◆ 施設退所児童のうち、里親委託は乳児院は2割弱、児童養護施設は2%程度 ◆ 里子の年齢に関する里親候補者の希望の偏り(低年齢児中心)によるミスマッチ <p>【支援の充実と養育力向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 里親の悩みに対応できる相談体制の更なる強化が必要 ◆ 支援の難しい児童に対応できる里親の不足 ◆ 関係機関との連携や実親との交流に消極的な里親もいる ◆ 課題別の任意研修を受講する里親は多くない

20

都の取組の評価(家庭的養護の推進)

課題	都の取組	分析・評価
家庭的養護の推進	<p>【特別養子縁組に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>新生児委託推進事業</u> 児童相談所と乳児院に専門職員を配置し、養子縁組が最善と判断した場合、できる限り新生児のうちから委託 ○ <u>チーム養育体制の構築</u> <p>【施設の小規模化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>専門機能強化型児童養護施設制度</u> ○ <u>乳児院の家庭養育推進事業</u> 個別ケアの充実を図るため、小規模ユニットにケア職員を配置 	<p>【特別養子縁組に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都では養子縁組里親に関する広報や説明会を実施しておらず、特別養子縁組制度は里親制度以上に認知度が低い ◆ 養子縁組里親への支援を充実する必要がある <p>【施設の小規模化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小規模化できていない施設も依然としてあり、更なる推進が必要。小規模化を実施している施設においても、小規模ユニットをさらに増やしていく必要あり

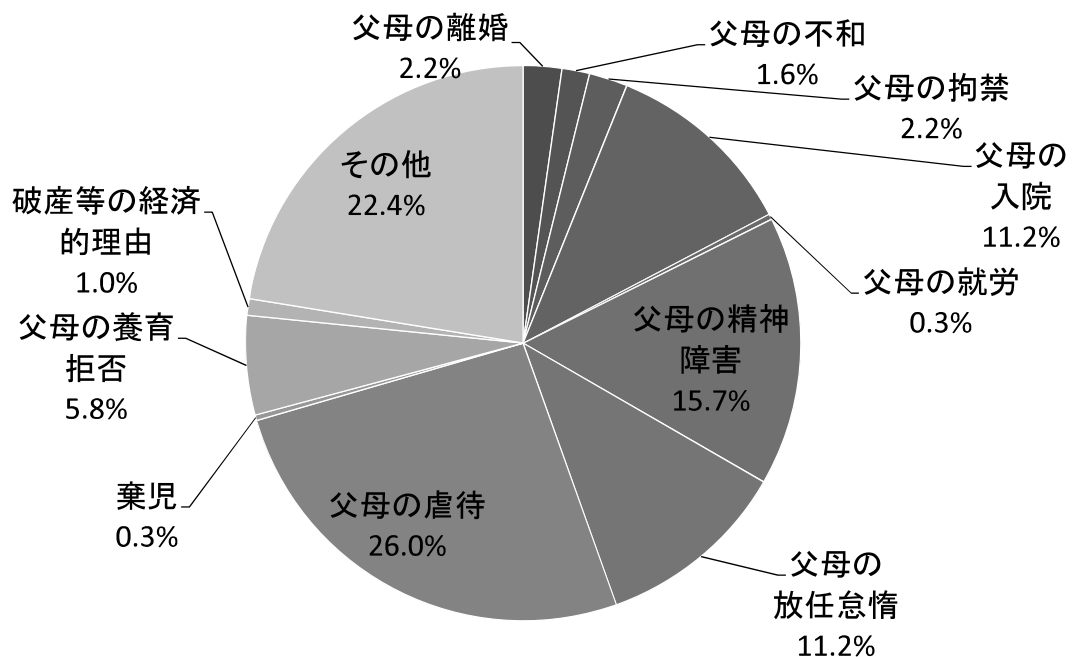
21

東京都における児童養護施設の現状

0

乳児院の入所理由

入所理由のうち、最も多い理由は父母の虐待となっており、父母の放任怠惰、養育拒否、棄児を含めると全体の4割以上となっている。

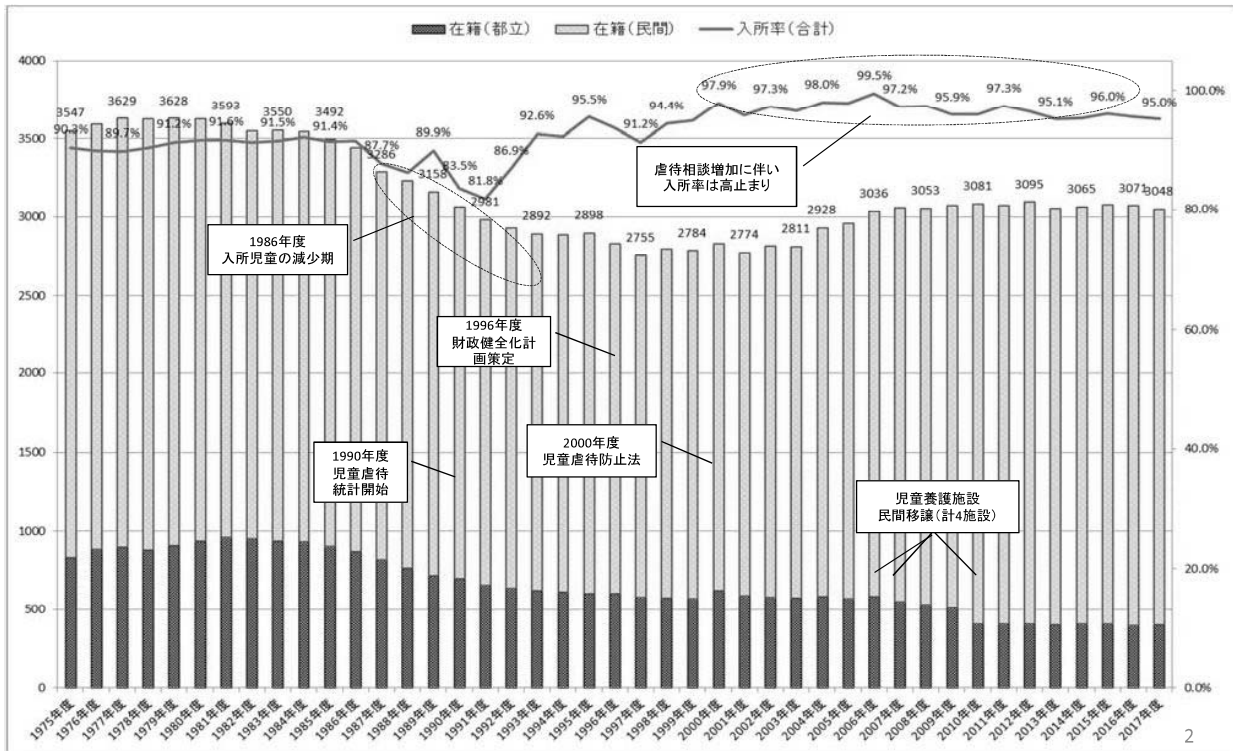


厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」(2016年度)の東京都分による

1

児童養護施設入所状況（1975年から2017年まで）各年度3月1日現在

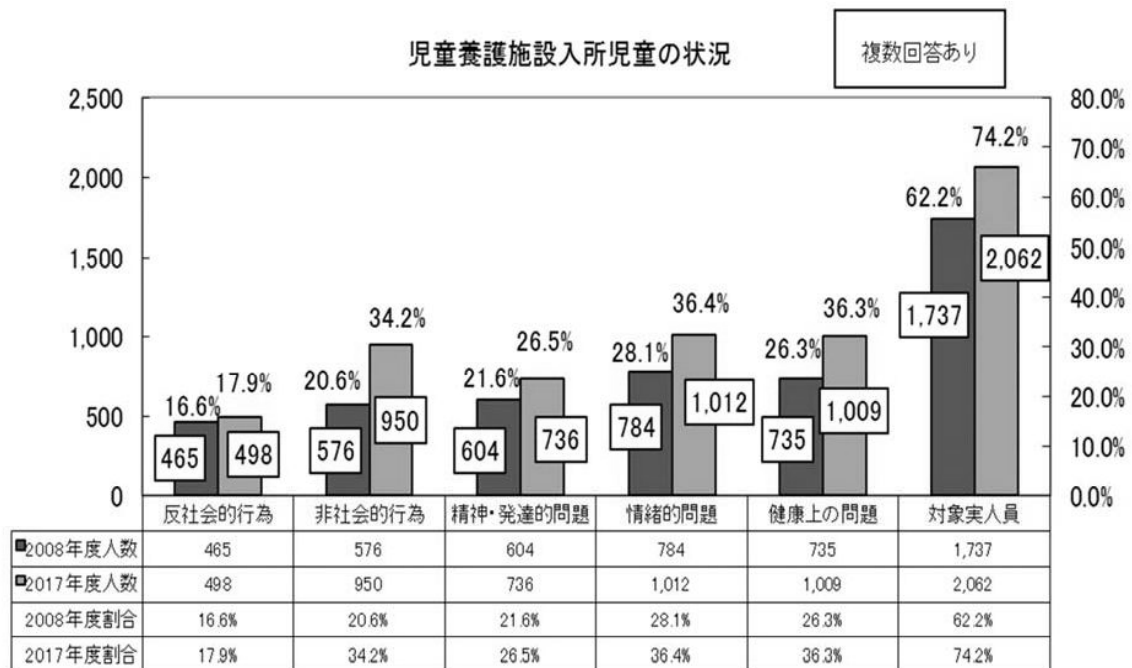
1986年度前後から入所児童数が減少し、それに併せて定員を下げてきた。しかし、1990年度前後から児童虐待相談が増加し、2000年度の児童虐待防止法施行以後、児童虐待対応件数の増加により児童養護施設の入所率は高止まりの状況となっている。



資料：福祉・衛生行政統計（福祉保健局）2017年度は速報値

入所児童の状況

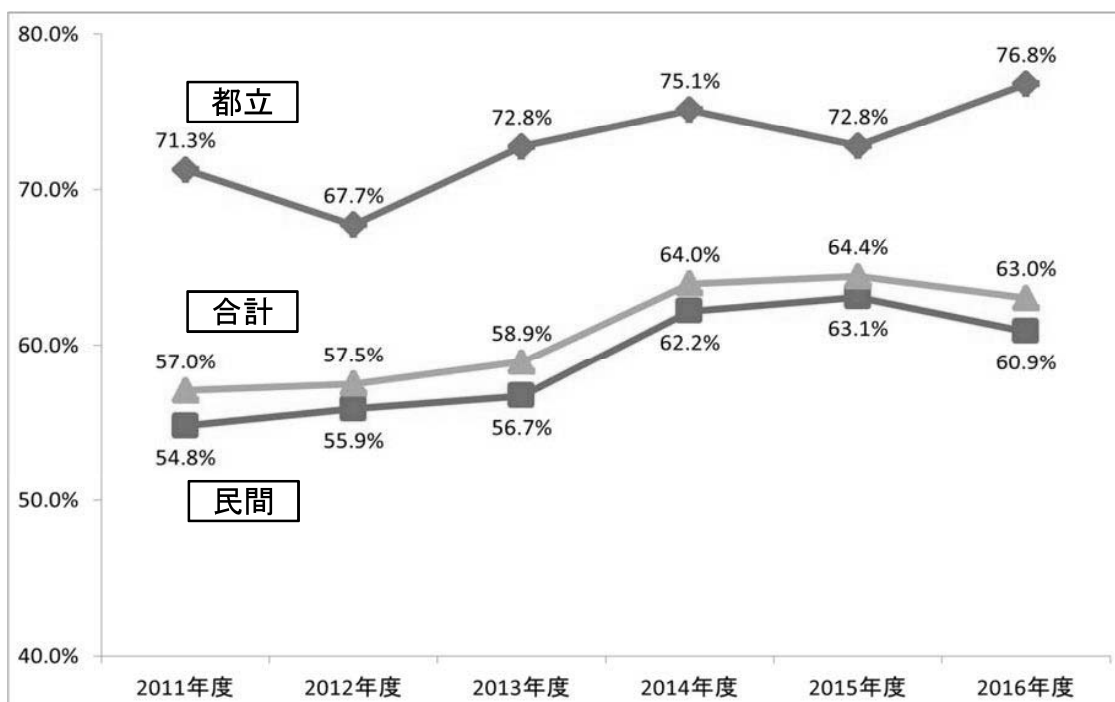
児童養護施設において、情緒的問題、健康上の問題、非社会的行為等の理由から個別的ケアが必要な児童の割合は、2008年度の約62%から2017年度は約74%に増加している。



資料：福祉保健局調査

被虐待児の割合(都立と民間の比較)

都立、民間共に入所児童に占める被虐待児童の入所割合が増加している。虐待の影響により対人関係に課題があるなど、支援には困難が伴うことが多く、都立施設は公的役割として積極的に受入れている。

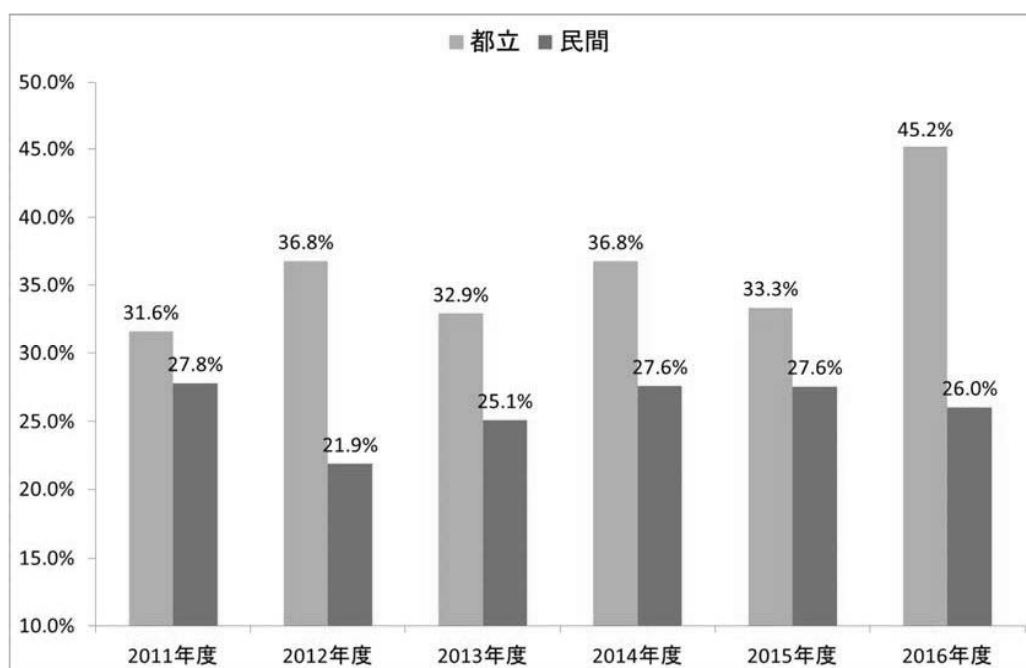


* 厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」の東京都分による

4

新規入所児童のうち中高生が占める割合

中高生は、虐待の影響による不安定さに加え、思春期による精神的不安定さがみられる中、入所後すぐに進路選択に向けた支援が必要となり、支援の困難性は高い。都立施設は公的役割として積極的に受入れている。



* 厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」の東京都分による

5

都立児童養護施設と民間児童養護施設の職員配置比較

区分	配置基準の内容	定員134名 ※3歳未満5人、年少7人、 一般児童116人の場合		定員64名 ※3歳未満3人、年少3人 一般児童58人の場合		定員48名 ※年少5人 一般児童43人の場合	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
民間	基本分(幼児+一般児童)	児童4:職員1 外(年齢によって異なる)	34.0		17.0		13.0
	児童指導員	1人 ※全施設					
	特別指導費加算	非常勤1人		1		1	1
	非常勤指導員	非常勤1人					
	小規模グループケア加算	・1ユニットに常勤1人。 ・H24～管理宿直1人 ※隣接した2寮で管理する場合、非常勤2人を常勤1人で配置可。 ・H23までは1施設あたり2ユニットまで指定可能。H24に限り6ユニットまで指定可能。	6	6	6	6	6
	個別ケア職員	1ユニットに1人	8		2		
	家庭支援専門相談員	1人 ※全施設 30人以上複数配置	2		2		2
	治療指導職員	1人(50人以上施設2人)	2		2		1
	個別対応職員	1人 ※全施設	1		1		1
	自立支援コーディネーター	1人	1		1		1
	施設分園型グループホーム	1人+非2人	2	4			
	グループホーム支援員	GH36/所以上で非常勤1人		1			
	地域小規模型グループホーム	2人+非3人	2	3			
職員数合計(小数点第一位四捨五入)		58	15	31	7	24	7
職員数合計(常勤換算) ※常勤+(非常勤×0.5) ①		65.5		34.5		27.5	
都立	一般児童等	16:6	51		24		18
	棟担当職員	2人	2		2		2
	家庭支援専門相談員	1人	2		2		2
	個別対応職員	1人	2		1		1
	自立支援コーディネーター	1人	1		1		1
	施設分園型グループホーム	1ホームにつき非常勤1人		2			
	地域小規模型グループホーム	1ホームにつき非常勤1人		1			
	職員数合計(小数点第一位四捨五入)		58	3	30	0	24
職員数合計(常勤換算) ※常勤+(非常勤×0.5) ②		59.5		30		24	
比較 ②-①			△ 6.0		△ 4.5		△ 3.5

6

都立児童養護施設 主要建物の状況(建築年度・築年数)

石神井学園は耐震性に問題のあった児童棟の改築を完了し、あわせて児童居室の個室化を実現した。他施設でも、築40年を経過した児童棟は改築時期を迎えており、あわせて児童の処遇の向上のため、児童居室の個室化を図る必要がある。

建物	石神井学園	小山児童学園	船形学園	勝山学園	八街学園	片瀬学園
児童棟	2018年 (築0年)	1976年 (築42年)	1994年 (築24年)	1976年 (築42年)	1994年 (築24年)	1984年 (築34年)
	2016年 (築2年)	1989年 (築29年)				1985年 (築33年)
管理棟	1990年 (築28年)	1977年 (築41年)	1994年 (築24年)	1976年 (築42年)	1994年 (築24年)	1991年 (築27年)
調理棟	1970年 (改築中)	管理棟と同じ (築41年)	管理棟と同じ (築24年)	1976年 (築42年)	管理棟と同じ (築24年)	管理棟と同じ (築27年)
職員公舎	1971年 (築47年)	1990年 (築28年)	1995年 (築23年)	1976年 (築42年)	1994年 (築24年)	1991年 (築27年)

7

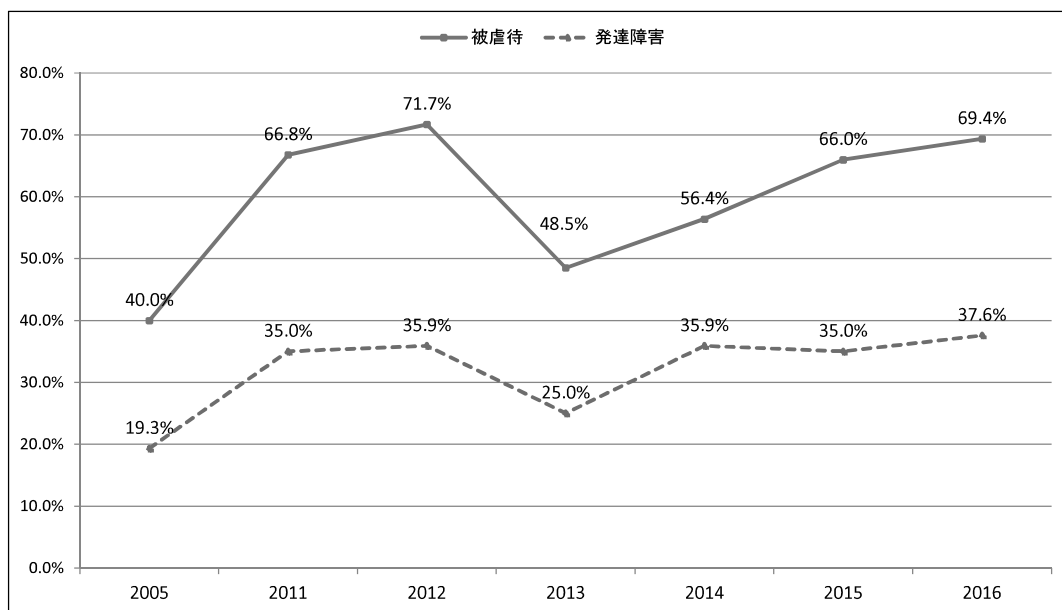
都の取組の評価(施設における専門的ケアの充実)

課題	都の取組	分析・評価
施設における専門的ケアの充実	<p>【乳児院】</p> <p>○ 乳児院の医療体制整備事業 看護師を増配置し、常時医療・看護が必要な病虚弱児等の受入体制を整備</p> <p>○ 乳児院の家庭養育推進事業 理学療法士、心理士等の専門職員等を配置し、治療的・専門的ケアが必要な乳幼児及び保護者を支援する体制等を整備</p> <p>【児童養護施設】</p> <p>○ 専門機能強化型児童養護施設 精神科医師等を配置し、治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備すると共に小規模ユニットケア体制を充実</p> <p>○ 連携型専門ケア機能モデル事業 都立石神井学園において、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れる公的な役割を果たす施設として、生活支援、医療、教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を実施</p>	<p>【乳児院】</p> <p>◆ 入所理由のうち、最も多い理由は、「父母の虐待」で、「父母の放任怠惰」、「養育拒否」、「棄児」を含めると全体の4割以上となっており、更なる取組の充実が必要</p> <p>◆ 虐待等に起因するものも含め、障害や疾患等がある乳幼児の入所があり、こうした児童の受け入れ体制の充実が必要</p> <p>【児童養護施設】</p> <p>◆ 個別的ケアが必要な児童の割合 2008年度約62%→2017年度約74%</p> <p>◆ 都立児童養護施設は民間に比べ支援の困難性が高い児童を受け入れてきたが、高度のケアニーズに対応できる専門職員の配置や職員の育成は不十分</p> <p>◆ 老朽化が進んだ多くの都立施設は児童居室の個室化が未実施</p>

8

児童自立支援施設 児童の状況

- 2016年度、被虐待経験は69.4%(2005年度比:+29.4ポイント)、発達障害は37.6%(2005年度比:18.3ポイント)であり、10年前の2005年度から、被虐待経験や発達障害等、特別な支援を必要とする児童の入所が増加している。



* 厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」の東京都分による

- 退所後に進学した学校を中途退学した者の割合は約3割となっている。

* 児童養護施設等退所者実態調査結果(2017年2月)による

9

児童自立支援施設 職員配置基準比較

誠明学園

(定員:132名)

職種	職員配置基準(国基準)	都立	備考
施設長		1	1
福祉	児童自立支援専門員 児童生活支援員	44	66(1) 【国基準】 3:1(加算配置。基準上は4.5:1) 【都立基準】12:5(5人×11寮=55人) 【国基準】 定員30人以上:2人(加算配置)
	家庭支援専門相談員	2	
	個別対応職員	1	
	職業指導員加算	1	
	学習指導費加算	(1)	
	常勤換算計	48.5	
心理	心理療法担当職員加算	13	1(4) 【国基準】 定員10人以上につき1名(加算配置)
福祉+心理(常勤換算後)		56.5	69.5
栄養士		1	1
看護師		—	1(3)
事務員		1	8
調理員等		6	3(3) 【国基準】定員90人未満の場合4人。以下、30人ごとに1人を加算
医師	嘱託医	(2)	(2)

萩山実務学校

(定員:120名)

※()は非常勤を別掲 常勤換算:非常勤を0.5換算

職種	職員配置基準(国基準)	都立	備考
施設長		1	1
福祉	児童自立支援専門員 児童生活支援員	40	59(1) 【国基準】 3:1(加算配置。基準上は4.5:1) 【都立基準】12:5(5人×10寮=50人) 【国基準】 定員30人以上:2人(加算配置)
	家庭支援専門相談員	2	
	個別対応職員	1	
	職業指導員加算	1	
	学習指導費加算	(1)	
	常勤換算計	44.5	
心理	心理療法担当職員加算	12	1(3) 【国基準】 定員10人以上につき1名(加算配置)
福祉+心理(常勤換算後)		56.5	62
栄養士		1	1
看護師		—	1(2)
事務員		1	7
調理員等		5	2(3) 【国基準】定員90人未満の場合4人。以下、30人ごとに1人を加算
医師	嘱託医	(2)	(2)

10

都立児童自立支援施設 職員の年代・在職年数【福祉職】

特別な支援を必要とする児童が増加している一方で、職員の高齢化及び経験年数の浅い職員の増加が進行しており、人材育成の一層の強化が必要となっている。

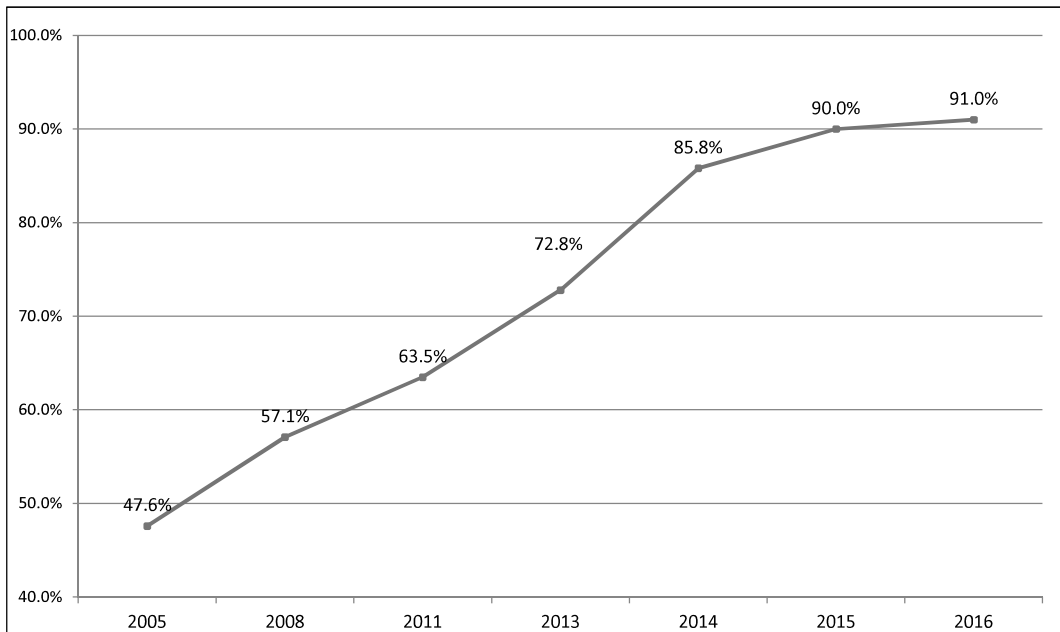
(2016年4月1日現在)

年代 在職年数	誠明学園						萩山実務学校						合計					
	20代	30代	40代	50代	60代	計	20代	30代	40代	50代	60代	計	20代	30代	40代	50代	60代	計
5年以下	7	4	12	9	2	34	5	6	9	11	1	32	12	10	21	20	3	66
6年以上10年以下	0	0	3	4	1	8	0	3	0	9	0	12	0	3	3	13	1	20
11年以上15年以下	0	0	3	8	3	14	0	0	1	2	2	5	0	0	4	10	5	19
16年以上	0	0	3	5	1	9	0	0	1	7	2	10	0	0	4	12	3	19
計	7	4	21	26	7	65	5	9	11	29	5	59	12	13	32	55	12	124

11

自立援助ホーム 児童の状況(被虐待経験を持つ児童)

2016年度、被虐待経験を持つ児童は91.0%(2005年度比:+43.4ポイント)であり、専門的な支援を要する児童が増加している。

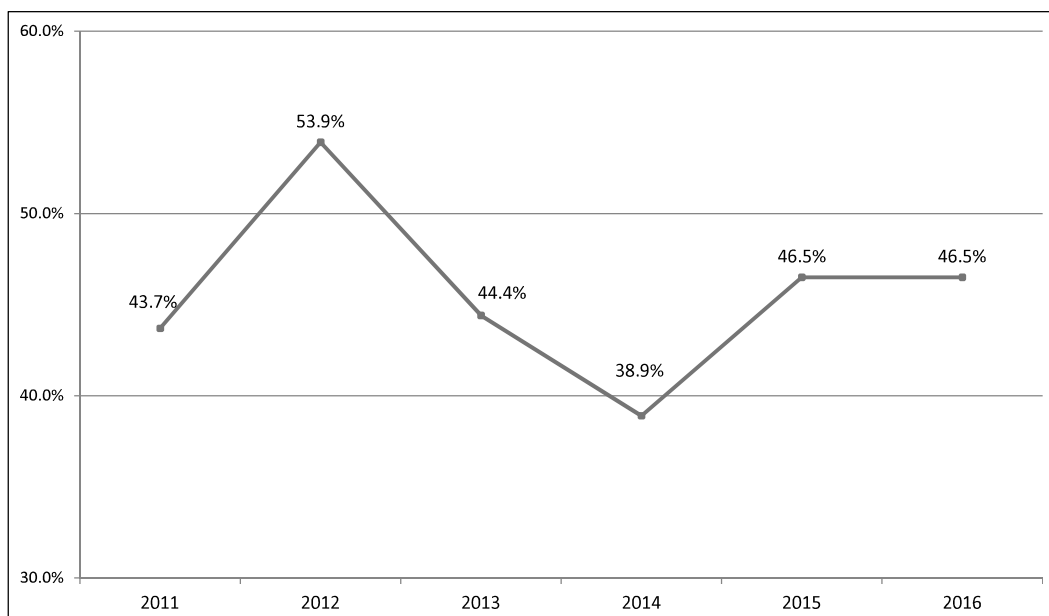


資料:福祉保健局調べ

12

自立援助ホーム 児童の状況(家庭から入居する児童)

家庭から入居する児童は約4割となっており、こうした児童は、生活基盤が整っていない場合が多いため、多大な生活支援が求められる。



資料:福祉保健局調べ

13

児童養護施設等退所者の実態調査 結果の概要

児童養護施設等退所者の退所前後や現在の生活状況等を把握し、現状の自立支援策の有効性及び今後の支援策の検討に役立てるため、児童養護施設等退所者を対象に調査を実施した。本調査は2010年度に続き2度目の調査である。

【全体的な傾向】

- 退所後、進学した者の割合は43.1%※で、前回調査と比べて約6ポイント増加
- 退所後、進学した者のうち、中途退学した割合は20.8%で、前回調査と同程度
- 現在の雇用形態は、正規雇用者45.2%、非正規雇用者46.8%

■児童養護施設

【自立支援コーディネーター配置の効果】

- 施設職員が大いに支えになったという回答は、自立支援コーディネーター配置施設が約6割、未配置施設が約5割
- 退所後に職場との関係調整について支援を受けた割合が、40.8%で前回調査と比べて約20ポイント増加

■自立援助ホーム

【ジョブ・トレーナー配置の効果】

- 職場の人間関係や心身のストレスが理由で転職した割合は、ジョブ・トレーナー配置施設が約3割、未配置施設が約5～6割

■児童自立支援施設

- 退所後進学した者は92.7%※で、前回調査から約30ポイント増加
- 退所後に進学した学校を中途退学した者は約3割

■養育家庭

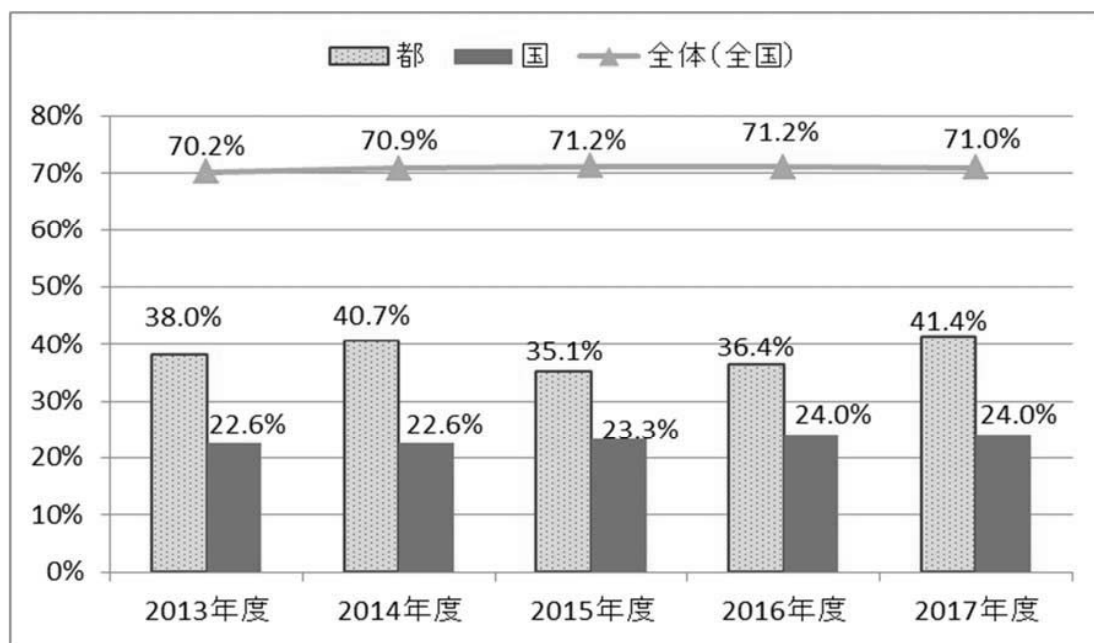
- 措置解除(概ね18歳)の際に養育家庭が支えになったと回答した割合は97.3%
- 養育家庭への委託が解除された後、約3割が養育家庭で生活

*資料：東京都における児童養護施設等退所者の実態調査（2017年2月）

14

高校卒業後の大学等進路状況(児童養護施設)

児童養護施設入所児童の高校卒業後の大学等の進学率は都は全国に比べて高い水準となっている。ただし、全国の全高校生の進学率と比較すると低い水準となっている。



* 児童養護施設退所児童数値の「大学等」とは、大学、短期大学、高等専門学校高等課程、専修学校及び各種学校並びに公共職業訓練施設
資料：社会的養護現況調査(厚生労働省調べ)
* 全体の進学率は、大学、短期大学、専門学校の進学率
資料：学校基本調査(文部科学省)

15

都の取組の評価(自立支援の充実)

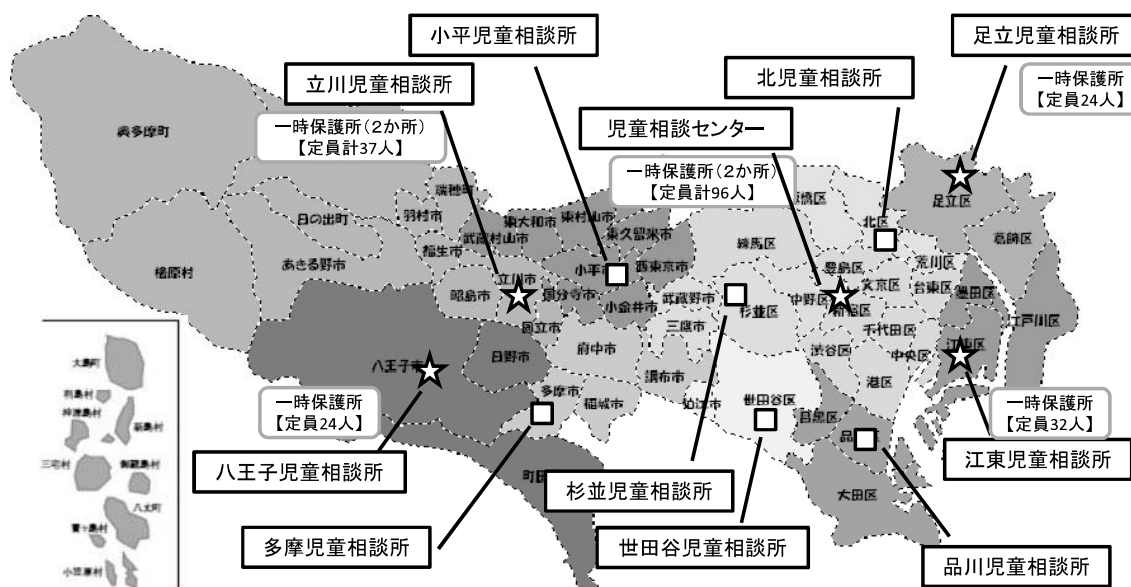
課題	都の取組	分析・評価
自立支援の充実	<p>【児童養護施設】 ○ <u>学習塾に要する経費への支援</u> ○ <u>自立支援強化事業</u> 児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアを手厚く行えるよう自立支援コーディネーターを配置</p> <p>【児童自立支援施設】 ○ <u>児童自立支援施設への職員の加配</u> 入所児童への自立に向けた支援を充実するため国の配置基準を超えて児童自立支援専門員や児童生活支援員等を配置</p> <p>【自立援助ホーム】 ○ <u>ジョブ・トレーニング事業</u> 入所中又は退所した児童の就労支援及び就労定着支援を手厚く行える体制を整備し、入退所者の自立を図る</p> <p>【養育家庭等】 ○ <u>養育家庭等自立援助補助事業</u> 養育家庭等への委託が満年齢(18歳)等により解除となった児童への自立支援の充実を図るため、養育家庭等が行う元里子への生活相談などの援助に対し補助</p>	<p>【児童養護施設】 ◆ 退所者の大学等への進学状況は、この10年間で大幅に伸びており、全国と比べても高水準。一方で、全国の全高校生の進学率と比較すると低水準 ◆ 調査において、施設職員が大いに支えになったという回答は、自立支援コーディネーター配置施設が約6割、未配置施設が約5割となっており、一定の配置の効果</p> <p>【児童自立支援施設】 ◆ 退所児童の約3割が、退所後に進学した学校を中途退学</p> <p>【自立援助ホーム】 ◆ 被虐待経験を持つ児童、家庭から入居する児童等、処遇困難児が増加 ◆ 職場の人間関係や心身のストレスが理由で転職した割合は、ジョブ・トレーナー配置施設が約3割、未配置施設が約5～6割となっており、一定の配置の効果</p> <p>【養育家庭等】 ◆ 養育家庭への委託が解除された後も約3割が引き続き養育家庭で生活しており、児童の自立に向けた取組の更なる充実が必要</p>

東京都における児童相談所の現状

0

児童相談所の概要

- 東京都には、現在11か所の児童相談所、7か所の一時保護所がある。
- 児童相談所には、常勤644人(定数)、非常勤276人(実員数)が配置されている(平成30年4月時点)。



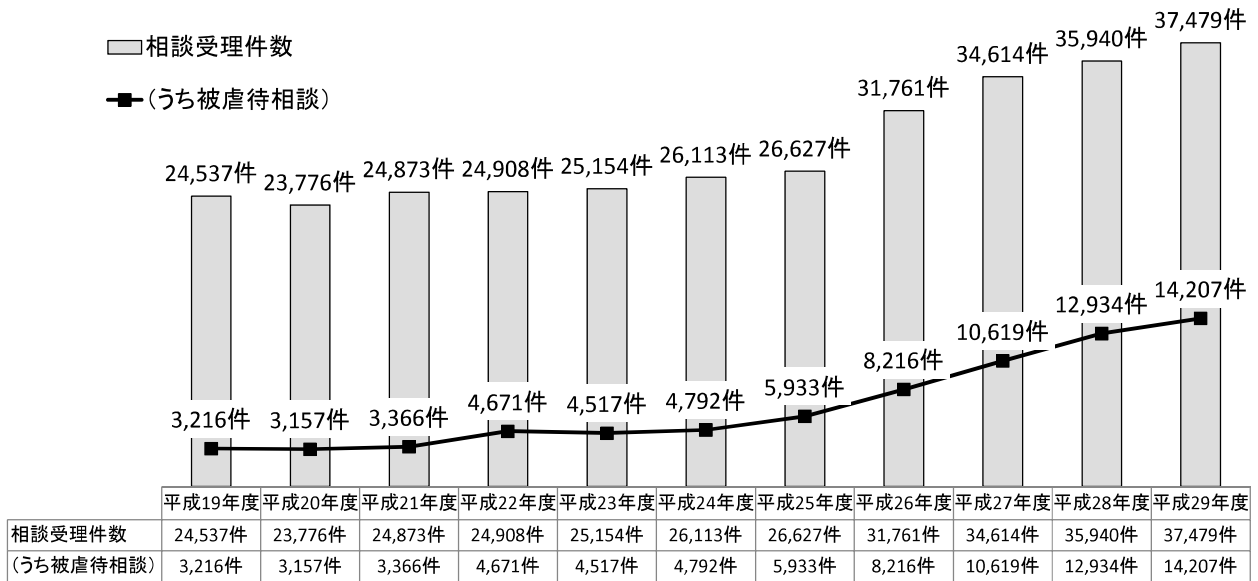
*「☆」で示した児童相談所は、一時保護所を併設している児童相談所

* 島しょ地域は、児童相談センターが担当

1

児童相談所の現状 児童相談所相談受案件数

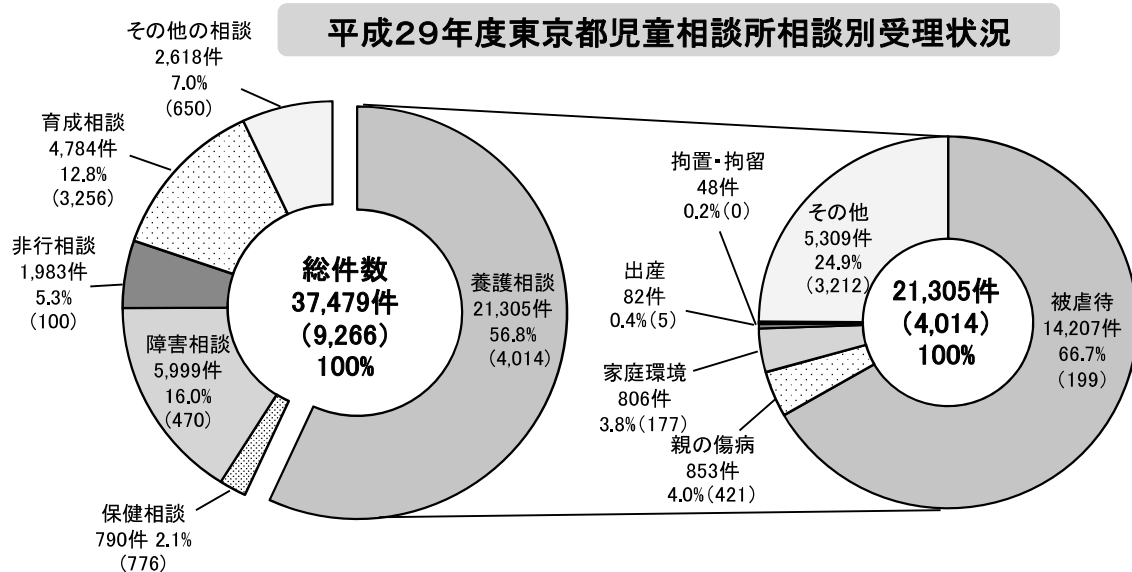
- 児童相談所が受理した相談件数は、近年増加している。
- 特に、虐待相談は急増しており、10年前の4倍以上となっている。



2

児童相談所の現状 相談主訴別受理状況

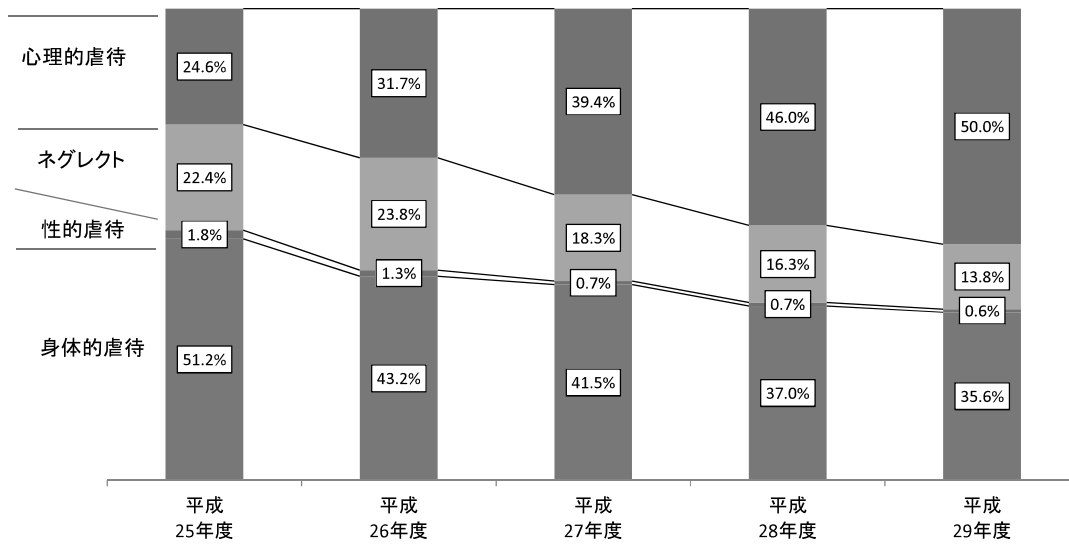
- 児童相談所において、半数以上を「養護相談」が占め、そのうち約7割が被虐待相談となっている。



3

児童相談所の現状 内容別虐待対応件数

○ 近年、警察からのいわゆる「面前DV」の通告の増加に伴って心理的虐待の割合が増加している。

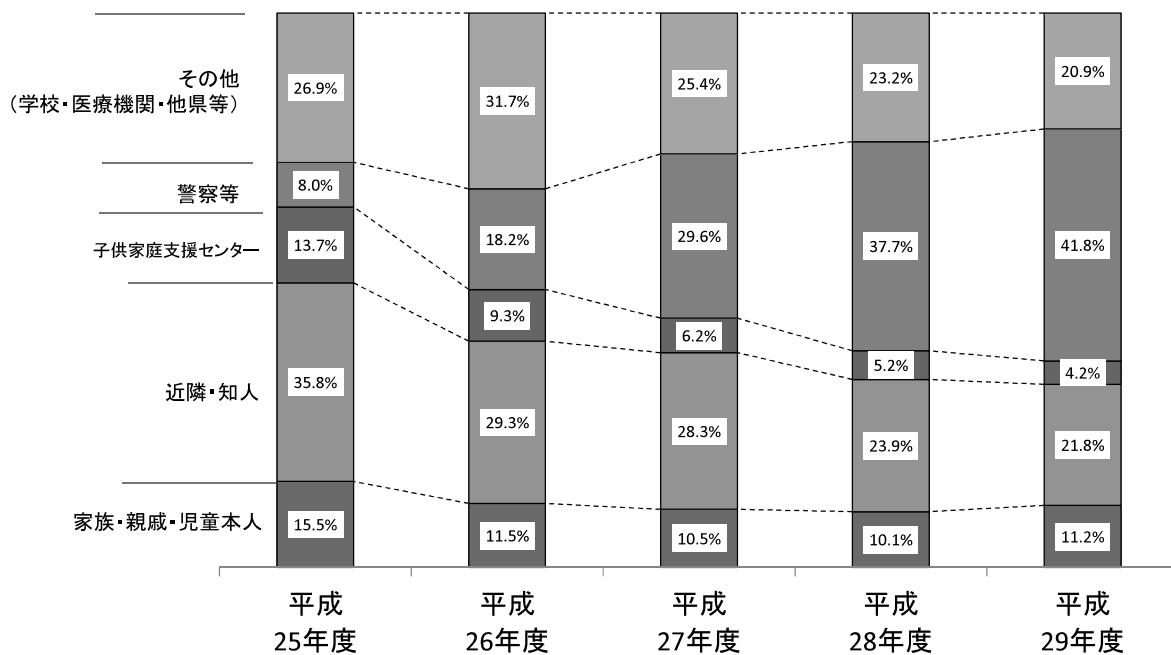


出典：福祉保健局資料

4

児童相談所の現状 相談経路別虐待対応件数

○ 近年、警察からの虐待通告が急増しており、全体に占める警察からの通告の割合は4割を超える状況



5

児童相談所の現状 児童相談所の職員定数

○ 児童福祉司、児童心理司のほか、専門課長や児童福祉司等の業務を補助する非常勤職員を増員している。

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
常勤	専門課長(児童福祉)	1人	1人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	3人	3人	3人
	専門課長(児童心理)	—	—	—	—	—	—	—	—	1人	1人	1人
	児童福祉司	159人	172人	172人	183人	183人	196人	196人	209人	227人	250人	273人
	児童心理司	54人	54人	54人	54人	65人	65人	78人	78人	91人	104人	117人
非常勤	児童福祉相談業務指導員 (児童福祉司OB)	—	—	—	—	—	4人	8人	8人	12人	12人	12人
	児童心理相談業務指導員 (児童心理司OB)	—	—	—	—	—	—	—	—	4人	4人	5人
	虐待対応協力員	11人	11人	13人	13人	14人	14人	17人	22人	22人	22人	22人
	虐待対応強化専門員(警察OB)	—	—	—	—	10人	10人	10人	21人	21人	23人	23人
	医療連携専門員(保健師)	—	—	—	—	4人	11人	11人	11人	11人	11人	11人
	家庭復帰支援員	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人
	養育家庭専門員	11人	11人	11人	12人	15人	15人	15人	15人	15人	15人	15人
	児童相談業務事務員(司クラーク)	—	—	—	—	—	—	—	—	17人	17人	32人
	児童相談所支援事務職員	22人	22人	22人	22人	22人	27人	29人	33人	33人	33人	33人
	夜間連絡調整員	—	—	—	—	—	4人	4人	4人	8人	8人	8人
	非常勤弁護士	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人

※各年度4月1日時点

6

一時保護所の入所定員と職員数

《各所の入所定員》

	入所定員		
	幼児	学齢	計
合計	72	141	213

《常勤職員定数(H30.4.1時点)》

	職員定員(常勤)							
	管理職	課長代理		福祉	看護師	栄養士・調理	事務	計
		保護(支援)担当	保護推進担当					
合計	2	7	1	133	9	3	2	157

《非常勤職員設定数(H30.4.1時点)》

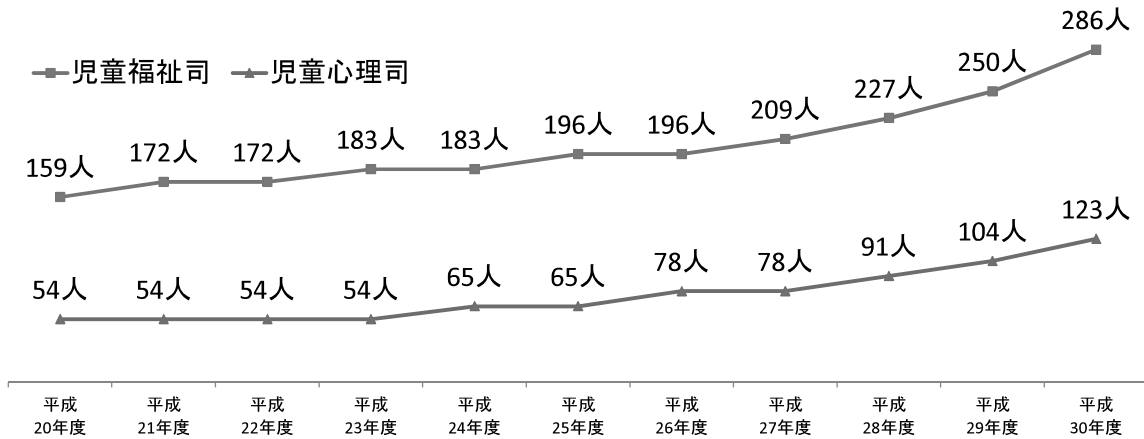
職名	設定数
児童相談所心理職員	14
児童相談所学習指導職員	24
一時保護所業務事務員 (保護所クラーク)	8
医員(児童相談所)	6

職名	設定数
一時保護所管理業務支援員	1
児童相談所看護職員	1
児童相談センター栄養士	3

7

児童相談所の現状 児童相談所の児童福祉司・児童心理司定数

- 児童相談所の児童福祉司、児童心理司について、近年の相談件数の急増に合わせて増員を行ってきた。
- 平成28年度からは、虐待対策班の強化として、相談件数の多い所に集中的に児童福祉司を増員している。



各年度4月1日時点の定数(人)
 ※ただし、平成30年度は、12月1日時点

8

児童相談所の現状 児童相談所相談受案件数

- 平成28年児童福祉法改正により、平成31年度までに、人口4万につき一人以上の児童福祉司を配置することが標準となった。
- また、平成30年12月に発表された国の新プランによれば、2022年度までに、人口3万人につき一人以上の児童福祉司を配置するよう、基準が引き上げられた。

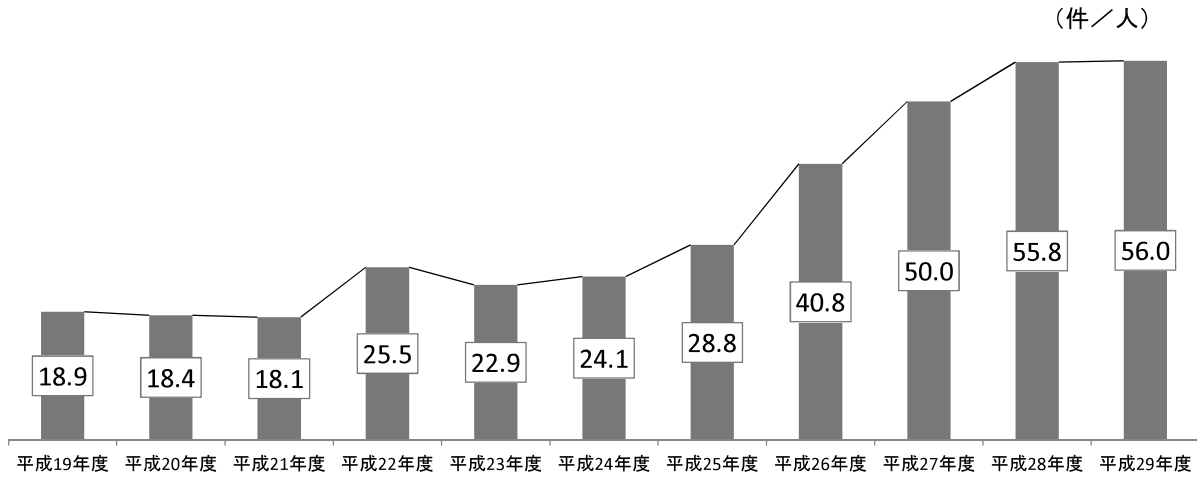
児童福祉司	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成34年度 (2022年度)
定数	209	227	250	273	315	-
(政令基準との差)	-	4	△ 26	△ 24	△ 57	-
政令基準数	193 ~ 334	223	276	297	372	499
(うち人口に応じた分)	-	(223)	(276)	(276)	(342)	(456)
(うち虐待件数に応じた分)	-	(0)	(0)	(21)	(30)	(43)
政令基準	人口4~7万人 につき一人	人口6万人に つき一人	人口5万人に つき一人	人口5万人に つき一人	人口4万人に つき一人	人口3万人に つき一人

※ 2022年度の虐待件数に応じた加配分は、平成29年度の虐待対応件数で試算している。
 さらに、新プランで加配することとなった、養育家庭支援の児童福祉司や区市町村支援の児童福祉司が配分も含めている。

9

児童相談所の現状 児童福祉司一人当たりの虐待相談受案件数

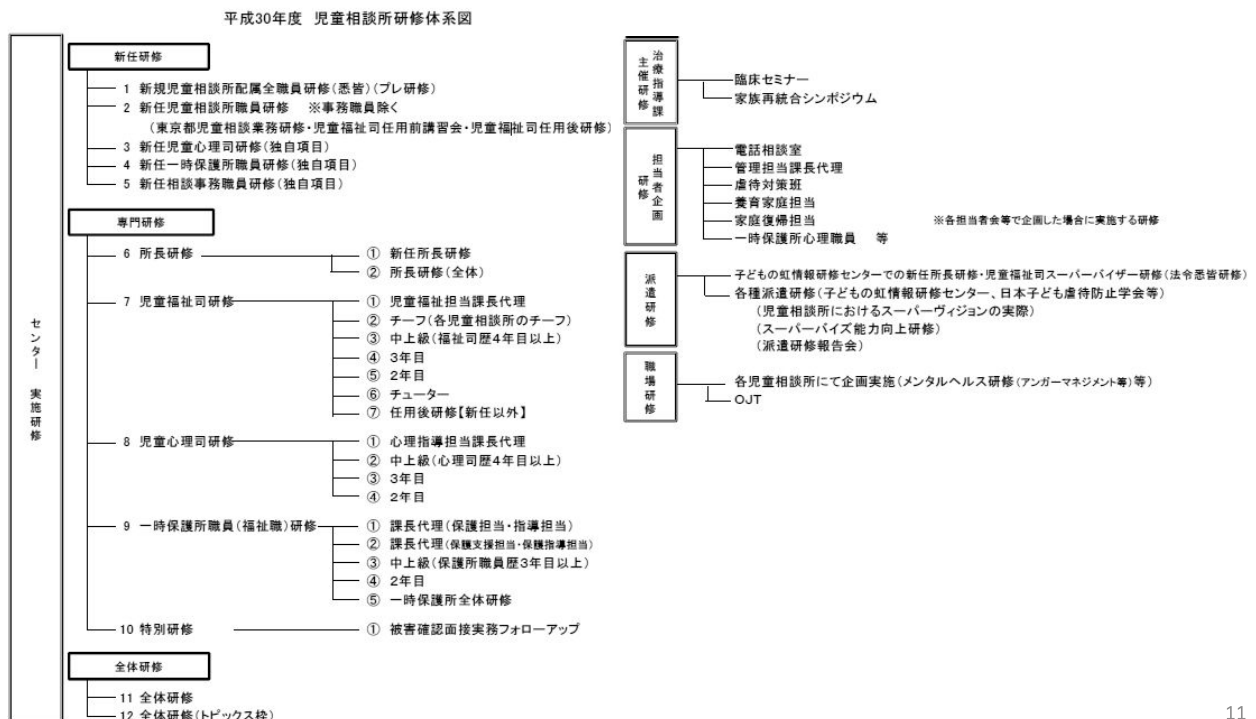
○ 児童福祉司一人当たりが受理する虐待相談は、年々増加しており、近年は一人50件を超える状況である。



10

児童相談所の現状 研修の実施状況

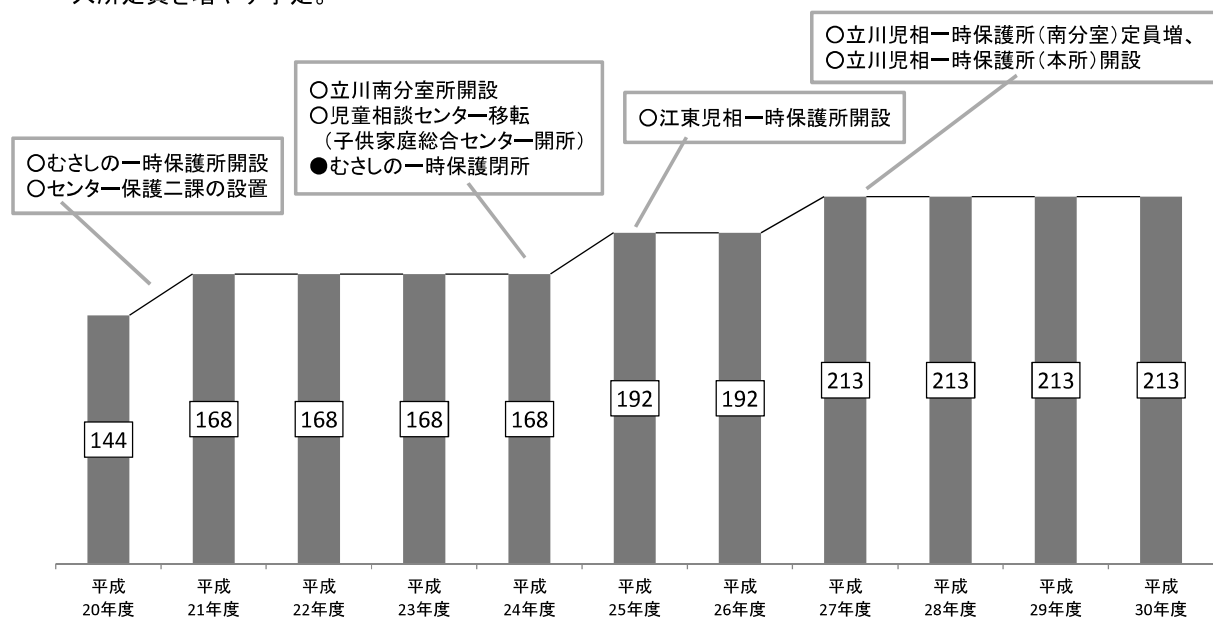
○ 児童相談センター(中央児相)で行う研修など、経験年数や職層に応じた幅広い研修を実施している。



11

児童相談所の現状 一時保護所の入所定員

- 現在、都内には7か所の一時保護所があり、定員は213人。
- 一時保護児童数の増加に伴い、一時保護所定員の拡大を図っている。
- 今後も足立児相(24人⇒32人)や八王子児相(24人⇒40人)、児童相談センター(人数未定)において、入所定員を増やす予定。

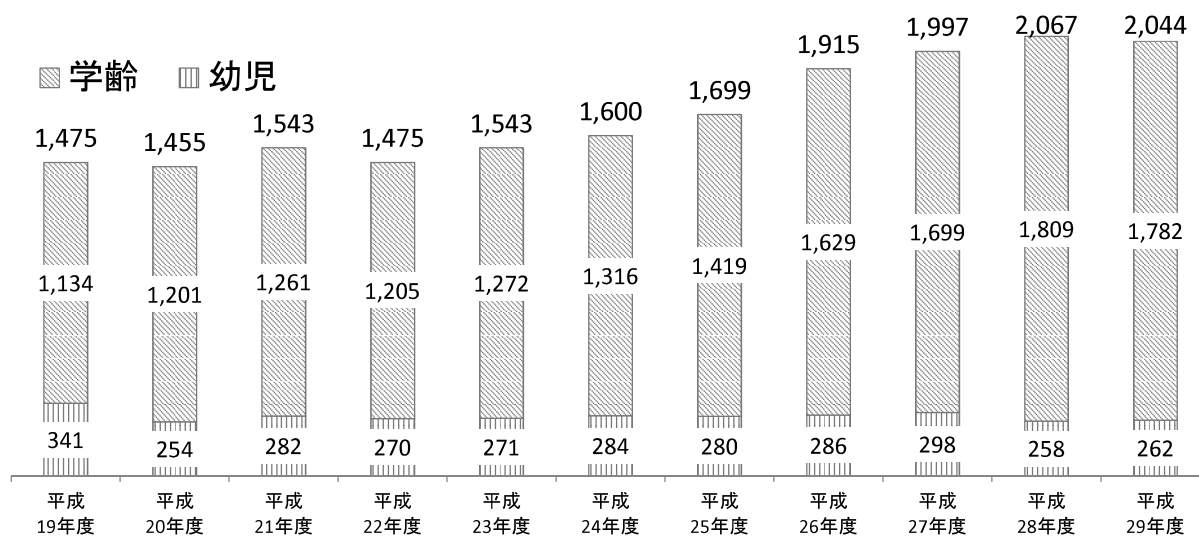


※ 各年度1月1日時点

12

児童相談所の現状 一時保護所での新規入所人数

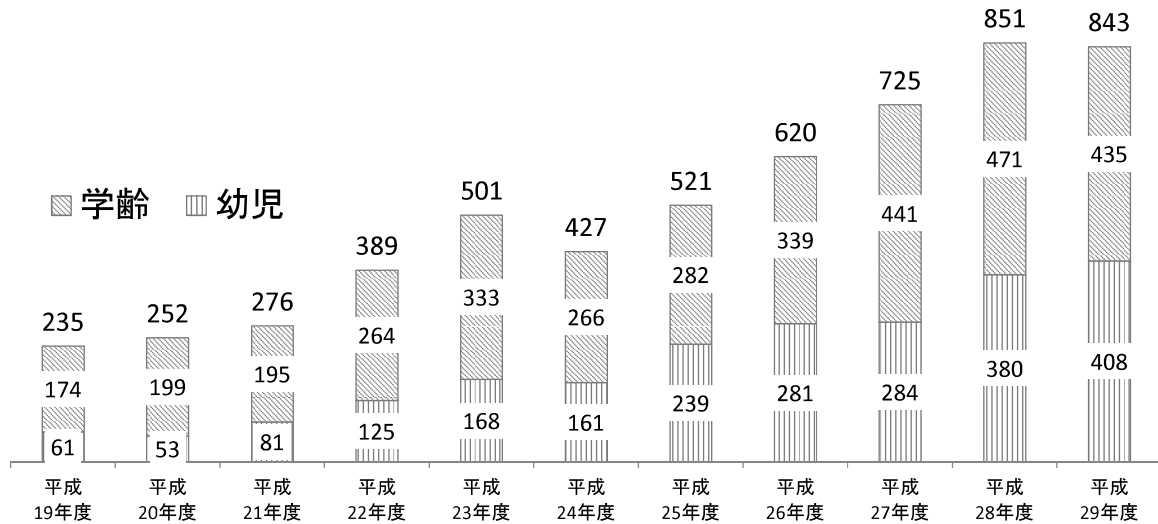
- 相談件数の増加に伴って、一時保護件数も増加している。特に近年では、学齢時の増加が大きい。



13

児童相談所の現状 一時保護委託での新規保護人数

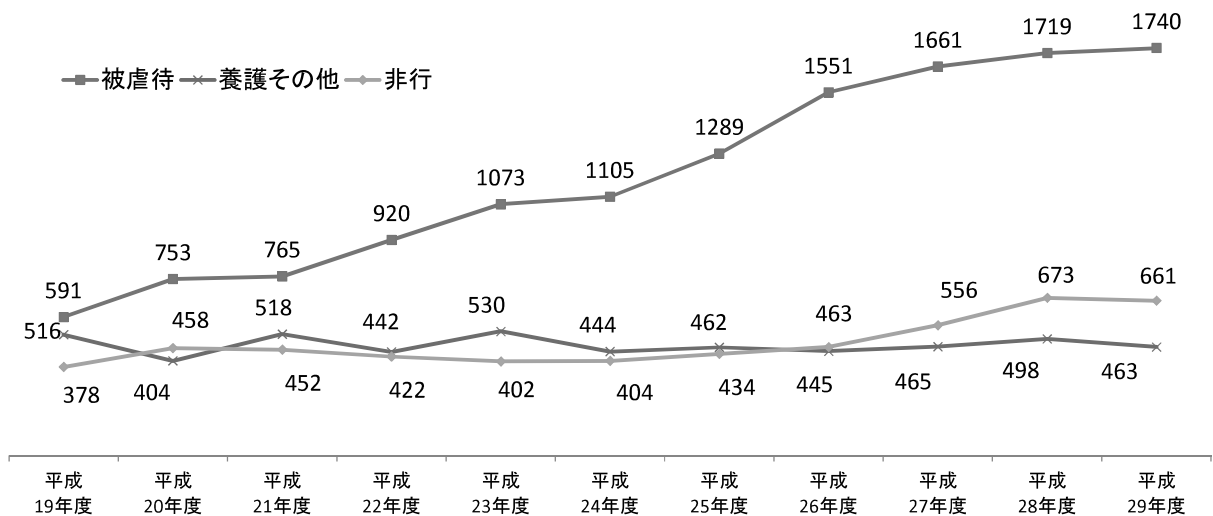
○ 一時保護委託件数も増加傾向にあり、学齢・幼児ともに増加している。



14

児童相談所の現状 一時保護の主な理由

- 被虐待を主訴とする一時保護児童数は増加している。
- 非行や養護相談等による保護も毎年一定数いる。

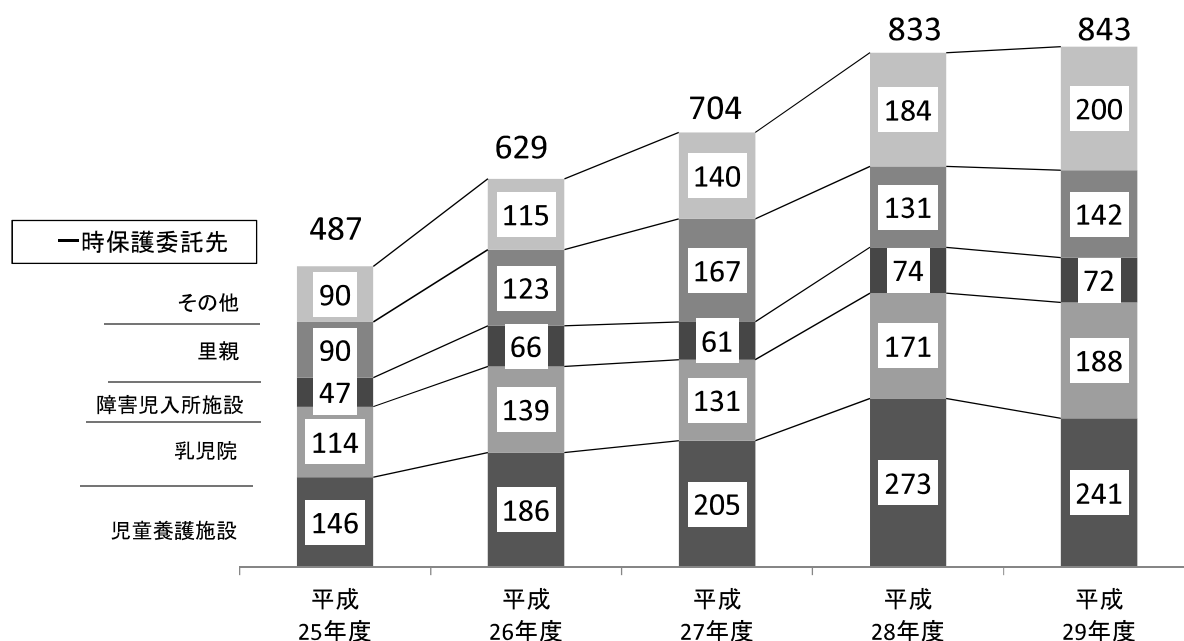


※ 新規一時保護所入所件数、新規一時保護委託件数の合計

15

児童相談所の現状 さまざまな一時保護委託先

○ 一時保護所の入所状況がひっ迫する中、里親や児童養護施設等への一時保護委託を活用しながら、緊急的に保護が必要な児童を確実に一時保護できるよう取り組んでいる。



※ 各年度、一時保護委託を解除した件数

16

児童相談所の現状 一時保護所における入所率、平均保護日数

○ 緊急での一時保護が必要なケースも多く、一時保護所における年間平均入所率は100%超が常態化。

(平成29年度に最大の入所率だった月は、約121%)

○ 一人当たりの平均保護日数は40日を超える状況である(全国平均30.1日:平成28年度)。

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入所定員	A	192人	192人	213人	213人	213人
1日当たり平均入所数	B	197.2人	218.7人	229.5人	242.3人	232.5人
平均入所率	$B \div A$	102.7%	113.9%	107.7%	113.8%	109.2%
一人当たり平均保護日数		42.2日	42.1日	41.3日	42.4日	41.9日

17

東京都一時保護所の外部評価について

概要

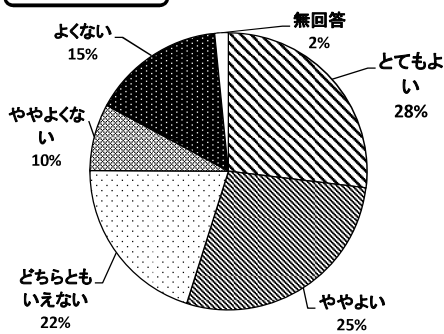
- **実施場所** 都内7か所の一時保護所（平成28年度から本格実施）
- **受審方法** 都の児童養護施設の手法及び項目を基本とし、一時保護所版の評価基準を作成の上、外部評価機関による外部評価を受審
- **調査頻度** 年1回

平成29年度の外部評価結果について

利用者(子供)調査結果

施設満足度

半数以上が満足傾向



出典：福祉保健局少子社会対策部調べ

全体の評価講評

特に良い点

- ▶ アンケートを通し、児童から保護所の生活を豊かにする要望や提案を取り上げ、改善につなげている
- 一時保護所への第三者委員の導入など、児童に対する権利擁護の強化に取り組んでいる

改善が望まれる点

- ▶ 保護所に生活ルールのねらいを分かりやすく児童へ伝える工夫が必要
- ▶ 次世代リーダーを育成するためには、支援技術を他の職員に継承する取組が必要

18

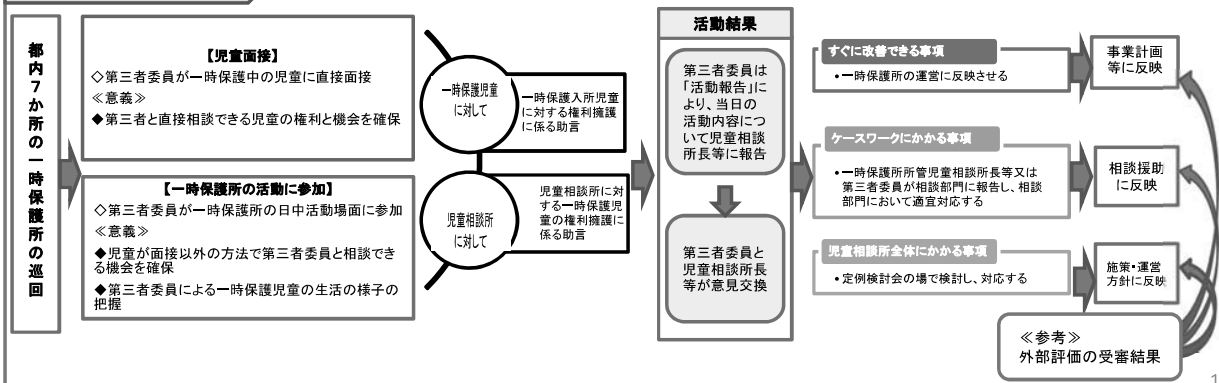
一時保護所の第三者委員の活動について

第三者委員の導入

第三者委員とは	導入理由	東京都一時保護所の第三者委員
<p>【第三者委員の仕組】 一時保護所入所児童が児童相談所職員以外の第三者との相談を受ける機会を確保することで、児童の権利を擁護し、一時保護所生活の質の向上を図る。</p> <p>【第三者委員の設置】 児童からの相談にあたっては、社会性や客観性を確保するとともに、入所児童の立場や特性に配慮した適切な対応を図るため、公平・中立的な立場の第三者委員を置く。</p> <p>【第三者委員の役割】 第三者委員は児童から直接相談を受け、その対応について児童又は一時保護所職員等に専門的知見に基づく助言を行うとともに、児童との交流を通して一時保護所の日常生活の様子を把握する。</p>	<p>○平成28年度の外部評価を受審した結果、第三者評価機関から、権利擁護の取組として、児童による児童相談所外部(第三者委員など)への意向表明窓口の整備の必要性について指摘を受けた。</p> <p>○具体的には、利用者調査からは「児童の苦情申し出等への十分な対応」の項目で「あまり話せる勇気がない」「言っているのかわからなくなる」といった児童の声が各所で見られた。また、「不満・要望への対応」の項目でも、児童から「不満は直接言いきいなど、不満等があっても言いづらい環境があることがうかがえた。</p> <p>○また、「新しい社会的養育ビジョン」提言では、社会的養護を受けている児童(一時保護含む)に関して定期的に意見を傾聴し、意見表明支援や代弁をする訪問アドボカシー支援などを可能にする児童の権利擁護事業や機関を創設する必要性が示された。</p>	<p>第三者委員 中立性・公正性を担保できる弁護士</p> <p>選出方法 弁護士会に推薦依頼 東井、一井、二井から選出</p> <p>活動 4名の第三者委員が各一時保護所に1月1回定期巡回</p>

ビジョンの提言については慎重な検討を要するが、都としては、外部評価の指摘を踏まえ、一時保護中の児童の権利擁護と一時保護所運営の質の向上を図る目的として、独自に一時保護所における第三者委員の仕組を導入していく。

第三者委員の活動



19

平成30年度 第三者委員 活動実績(4月～11月)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
センター	実児童数	10	8	4	13	12	9	16	6	78
	総相談件数	13	8	7	14	20	14	27	12	115
西部	実児童数	3	3	3	8	7	8	7	4	43
	総相談件数	6	3	4	8	17	18	11	11	78
立川本所	実児童数	4	7	6	3	5	4	6	3	38
	総相談件数	10	8	8	3	5	4	6	5	49
立川南分室	実児童数	4	3	2	3	6	2	6	0	26
	総相談件数	6	3	3	3	6	2	10	0	33
江東	実児童数	17	6	6	4	7	4	4	6	54
	総相談件数	23	7	11	6	13	4	14	15	93
足立	実児童数	6	5	6	1	2	3	3	3	29
	総相談件数	7	7	7	1	3	5	6	5	41
八王子	実児童数	6	5	3	0	3	1	1	3	22
	総相談件数	7	7	4	0	5	1	1	4	29
合計	実児童数	50	37	30	32	42	31	43	25	290
	総相談件数	72	43	44	35	69	48	75	52	438